

地域自立支援協議会
～「ねらい」とするところ～

新潟市20.9.19

秋田県湯沢市福祉事務所
福祉課 佐藤 博

地域自立支援協議会を制度に位置づけた背景

措置制度から支援費制度に制度改正したが、制度が地域の中で機能する仕組みや推進体制が不十分であり、サービス提供基盤が偏在している上に、就労への環境整備を整えなければならない。更に、精神障害は、今まで医療の文化で行われてきていたが、それを福祉の文化に切り替えていかなければならない。

介護保険制度は、制度を地域全体で運用する推進体制として「**地域包括支援センター**」を創設。障害者自立支援制度にも同じものを作る必要がある。

地域自立支援協議会

地域によって、サービス提供基盤に違いがあるので、地域の実情に応じた協議会の運用を期待。（地域は地域で切り開く！）

湯沢市が重視した大切なこと

何度も様々な関係者・団体・機関との協議会や説明会を開催し、地域自立支援協議会が「**必要だよなあ**」という共通認識を高める意見交換会を行うことを重視した。

様々な現場や当事者の疑問や問題を提示していただき、事例を増やし、説得力をもって地域自立支援協議会の**必要性**と**あるべき姿**を作り上げていくことにした。

今まで何が問題であったのか、様々な疑問・矛盾・課題などを議論することにより、地域自立支援協議会を構成している民間機関や団体で整理し、解決していく「**協働**」による方向性が見えてくる。
(行政だけで整理し解決していくことの限界)

秋田県湯沢市の取り組み 湯沢市の地域自立支援協議会の作り方

1. 地域自立支援協議会の必要性について議論する。

⇒**熱く語る!**

- ・現状の問題点を徹底的に出し合う。
- ・行政からも素直に言わせていただく。

2. 地域自立支援協議会をどのように作るかをイメージしてもらおう。

3. 地域自立支援協議会の運営はどうする？

地域自立支援協議会の構成員 (議論した機関・団体等)



現状の問題点を徹底的に出し合う。(良い点・悪い点)

1. 個別にお集まりいただき議論した。

1. 入所系施設の集まり

2. 通所系施設の集まり

3. 企業や商工会・商工会議所の集まり

4. 相談支援事業所の集まり

5. 相談支援事業所と養護学校訪問学級の集まり

6. 身体障害者協会、精神障害者家族会、手をつなぐ親の会の集まり

7. 養護学校移行支援ネットワーク会議の集まり

2. 組み合わせでお集まりいただき議論した。

1. 入所系と通所系施設の集まり

2. 入所・通所施設と企業や商工会・青年会議所の集まり

3. 入所・通所施設と相談支援事業所の集まり

4. 相談支援事業所と行政の集まり

5. 相談支援事業所と精神障害者・虐待関係者の集まり

19年4月～12月まで9ヶ月間議論。地域の中の疑問・不満・問題がいっぱい詰まっていた。【どこで解決？】

地域自立支援協議会が必要だ！という
「意識の共有」ができた。

地域自立支援協議会がなぜ必要か

相談支援の質がとんでもなくバラバラである。

地域にいっぱい見過ごされてきた課題・問題がある。

地域に声なき声(不満)がいっぱいある。

地域の社会資源が活かされず、眠っていることに疑問すらもっていない。

など

今まで地域で問題を吸い上げ、地域全体でその問題を共有し、解決していく切り口がなかった。だから、このままでは高齢者、障がい者、児童の地域生活や福祉サービスがお座なりになってしまう。

それを変える「**新型ハイブリットエンジン**」が
地域自立支援協議会

4月から1年間かけて、様々な団体・機関と話し合いの場面を持ち、痛感したことがいっぱいあった。(関係者のみんなも痛感し、共有したこと)

- ・相談支援専門員の質がバラバラである。
- ・不満がいっぱいあった。それが胸につかえていた。初めて聞いてくれる環境ができた。
- ・地域にいっぱい見過ごされてきた課題・問題がある。
- ・地域の社会資源が活かされず、眠っていることに疑問すらもっていない。
- ・災害が発生したらどうなるんだろうと思っていたが、災害時要援護者対策を喫緊に取り組まなければならないことが分かった。
- ・介護保険や障がい者、児童などが、制度別・年齢別の意識になっていたが、地域の中では隔てることのない取り組みが重要であることがわかった。
- ・行政の担当者によって、福祉の考え方が極端であった。話しにならないときもあった。
- ・いかに、今まで情報というものが無く、意識も共有されていなかったかが分かった。
.....などなど

今まで地域で問題を吸い上げ、地域全体でその問題を共有し、解決していく切り口がなかった。だから、このままでは高齢者、障がい者、児童の地域生活や福祉サービスがお座なりになってしまう。

それを変える「新型ハイブリットエンジン」が
地域自立支援協議会

地域包括支援ネットワーク協議会

「地域自立支援協議会」という名称では「地域」が満足できない。地域で様々な法律や制度が動いていますが、それは、制度別・年齢別という、地域内の意識が分けられて動いています。その弊害が、住民に寄せられています。

そこで湯沢市は、地域の意識を「地域を包括して支援していくネットワークをつくろう！」という共通理念で協議会を作ることになりました。

湯沢雄勝圏域

地域包括支援ネットワーク協議会の設立イメージ

第1ステップ 指定相談支援事業所連絡協議会の設立

ぱあとなあ

やまばと園

松風

湯沢雄勝圏域指定
相談支援事業所
連絡協議会設立

指定相談支援事業所長
(相談支援専門員)
市町村課長
(担当者)

- ・湯沢雄勝圏域指定相談支援事業所連絡協議会設置要綱作成
- ・要綱の中に「地域自立支援協議会の事業」を入れる。

湯沢市
羽後町
東成瀬村

生活圏域
約8万人

相談支援事業要綱改正
相談支援事業(委託)
自立支援協議会(負担金・補助)

羽後町
20,000人

湯沢市
55,000人

東成瀬村
3,200人

第2ステップ 地域包括支援ネットワーク協議会の設立発起人会

湯沢雄勝圏域
指定相談支援
事業所連絡協
議会事務局

民間主導型で
設立準備

湯沢雄勝圏域各事業
所・機関に呼びかけ

発起
人会
準備

湯沢市
羽後町
東成瀬村

地域包括支援ネットワーク協議会発起人会

行政も協力

地域包括支援ネットワーク
協議会設立趣意書

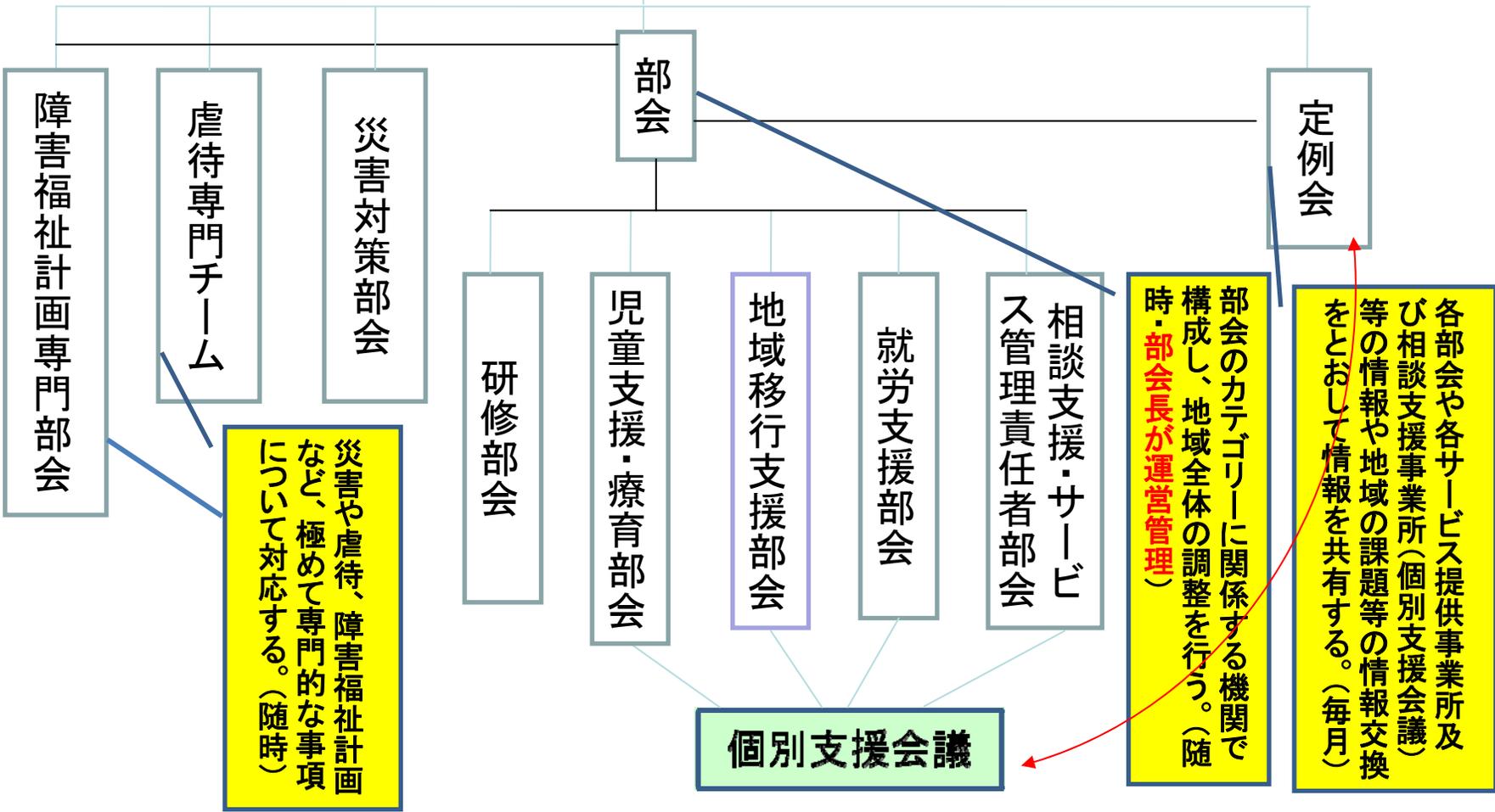
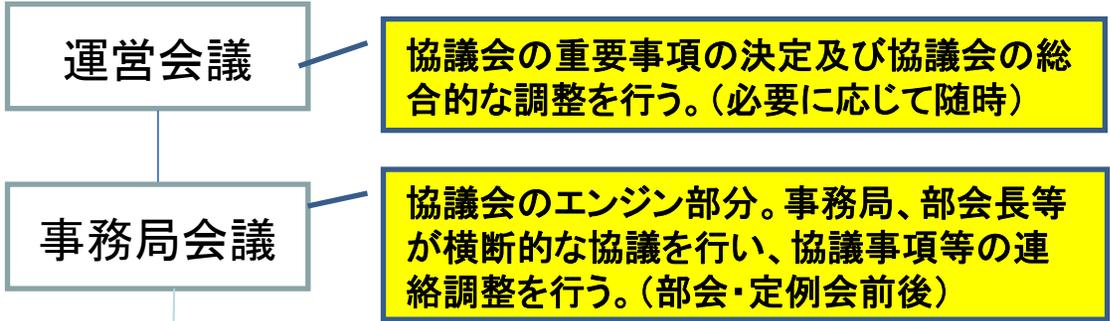
地域包括支援ネット
ワーク協議会設立会

行政にとって、極めて公共
性が高いと判断した**事業**
に補助金・負担金を出す。

負担金・補助金交付

地域包括支援ネット
ワーク協議会発足

湯沢雄勝圏域地域 包括支援ネットワーク 協議会体制図



地域包括支援ネットワーク協議会の湯沢市の考え方

行政は散弾銃を撃ち、その反応を組み立てる。

しかし、行政主導にならない。脇役で、惜しみなく連携。

行政モデルを作らない。(設置要綱も作らない。)

市長は委嘱状を交付しない。(融通がきかなくなるから)

・委員を委嘱すると、臨機な会議・議論ができない。

自立支援協議会の独自ルールを決める。(設置運営要綱)

・構成メンバーを自由にできること。

・部会等は、部会長の臨機な判断で召集・運営ができること。

・委員会や部会等の長の責任を明確にすること。(無責任の防止)

・様々な部会等と横断的に連携・協議ができること。

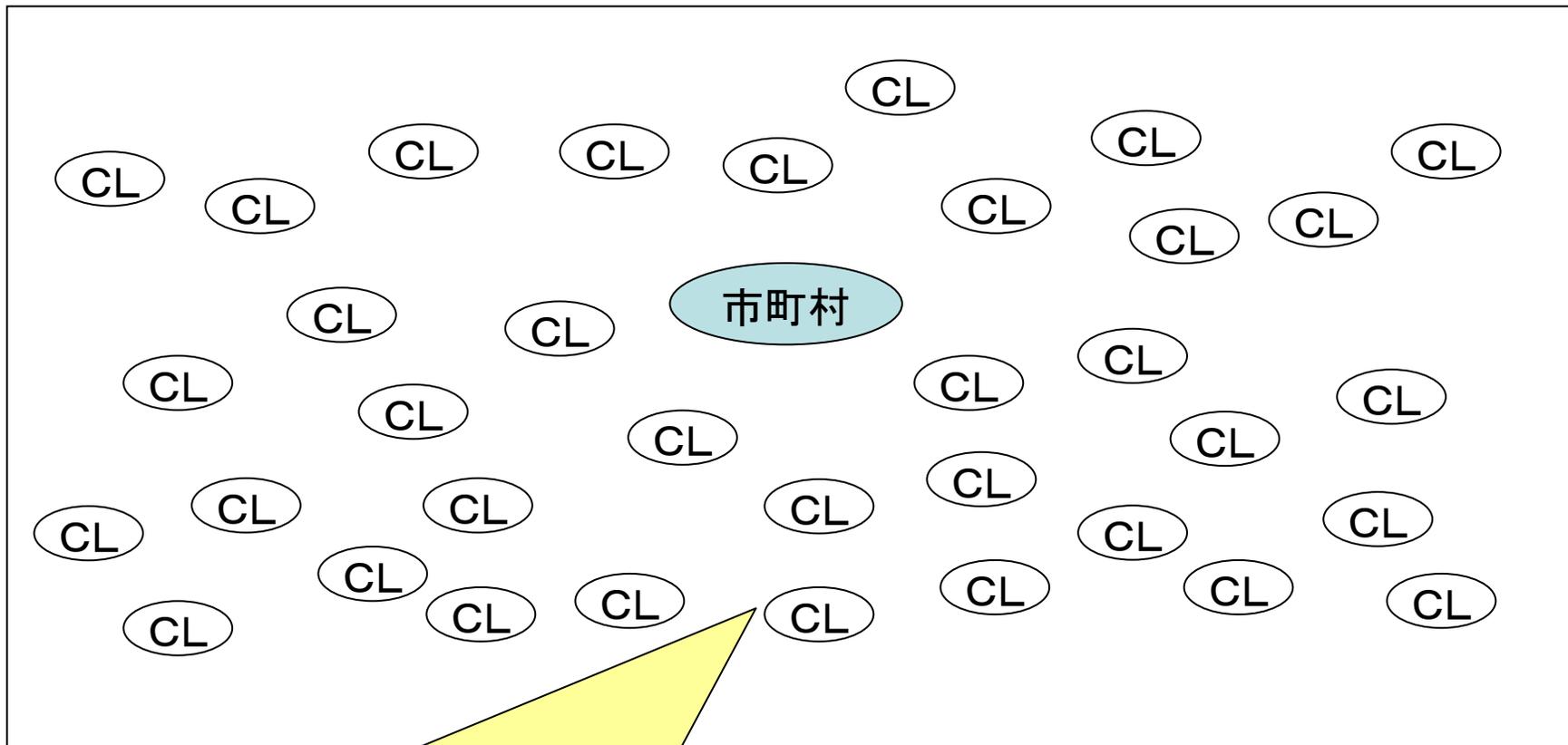
・記録は必ず残すこと。

・事務局との連絡は密にすること。

・はじめから、無理な理想はやめ、できることから。……等々

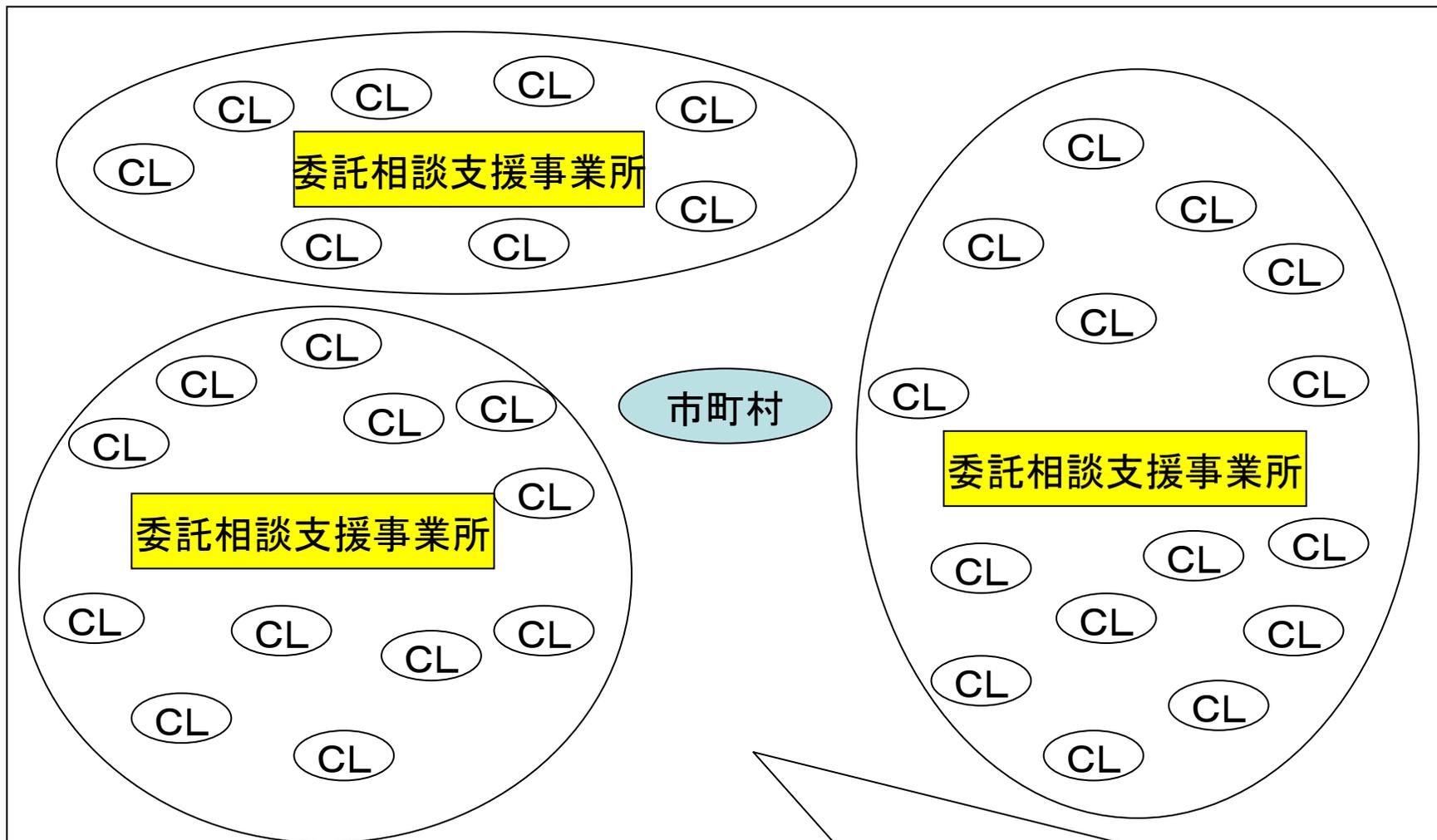
地域包括支援ネットワーク協議会 「より具体的に理解するために」

身体障害者協会や精神障害者家族会などから、この協議会に我々はどのように係わることになるのか、さっぱり分からない。分かりやすく教えてもらわないと、会員に説明が付かない。

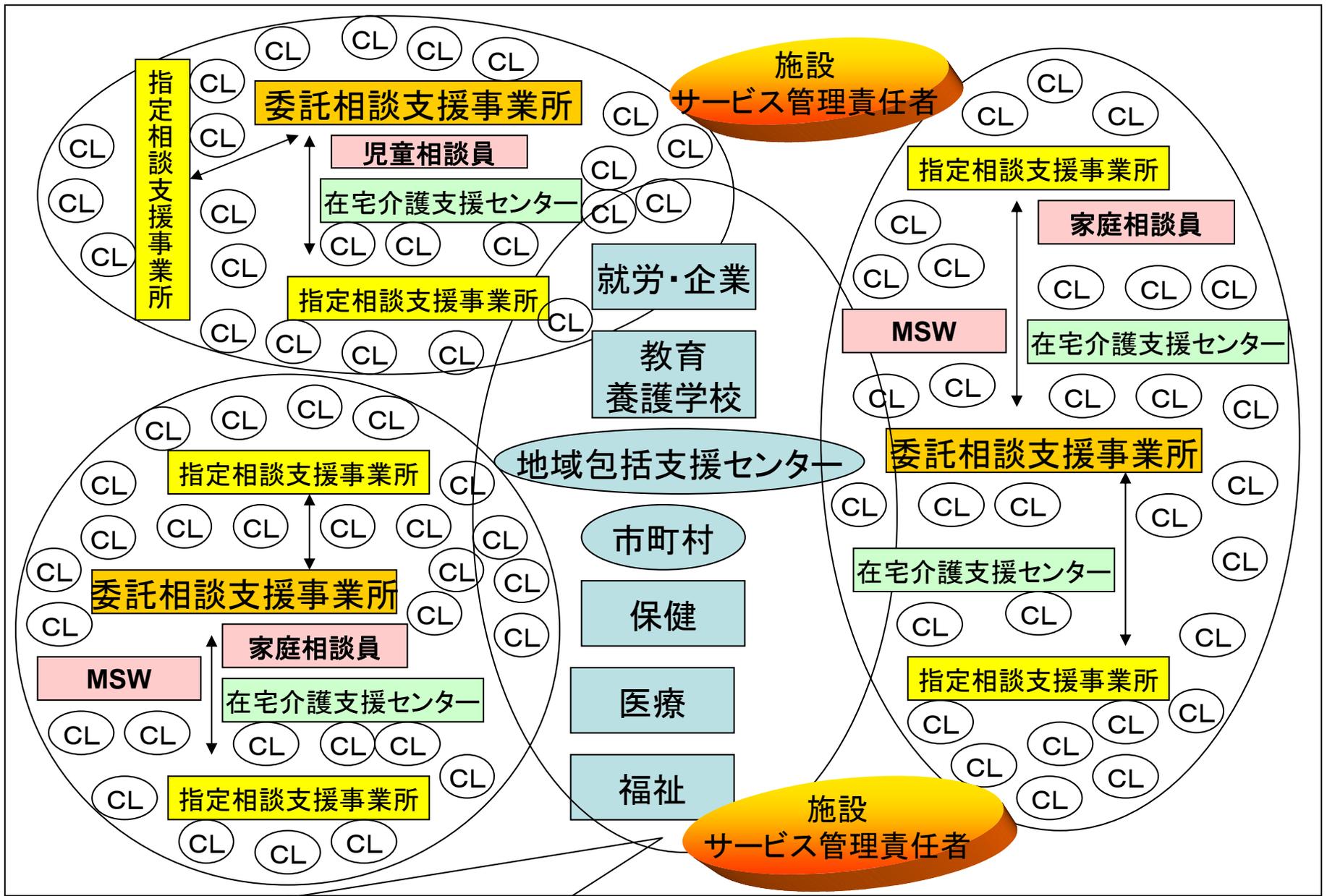


市町村が実施主体として、市町村全体の相談支援の責務をカバーすることは至難です。

行政ができることは、窓口に来た人への対応だけで精一杯。窓口に来た人でも、その後のモニタリングなどもできない。それじゃあ、窓口に来れない「声なき声」をどうすんですか？



市町村は、住民の福祉サービスの質を確保するため、相談支援専門員を配置する委託相談支援事業者等との連携を密に図ることにより、相談支援の体制基盤を構築することができる。



相談支援機関や関係機関相互の支援体制基盤が整うことにより、地域の支援機関のネットの広がりと充実が期待できる。これが地域包括支援ネットワーク協議会へと発展する。

相談支援が重要

1. 相談は、色々なところに出てきます。

相談支援専門員 ↔ 当事者

介護支援専門員 ← 要介護認定者
← 当事者

民生・児童委員 ← 当事者

教師 ← 当事者

児童相談員 ← 当事者

隣家 ← 当事者

保健師 ← 当事者

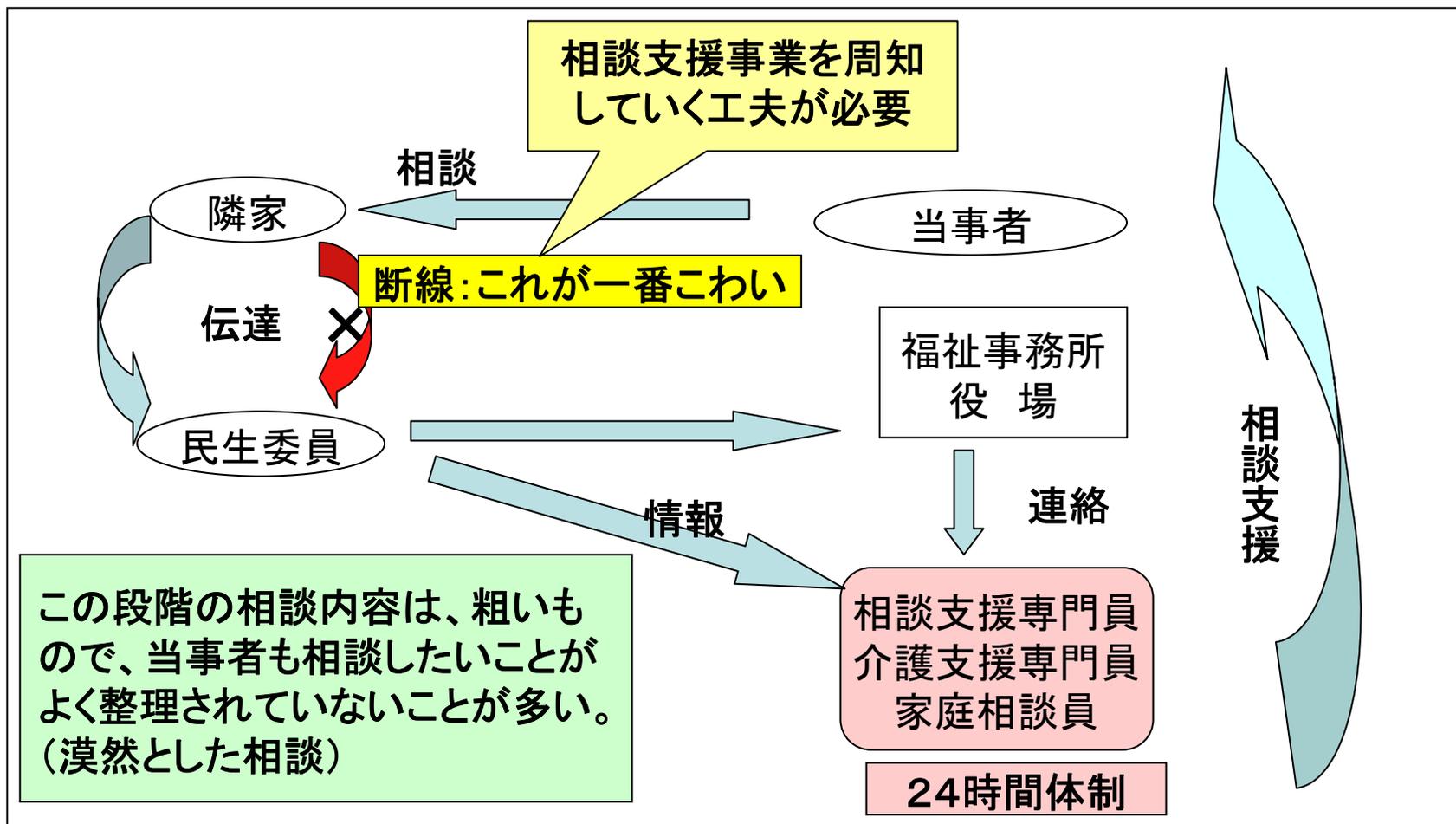
身障相談員 ← 当事者

医師 ← 当事者

家族会 ← 当事者

出てきた相談がここで終わらず、どこにつながっていくかが地域で共有していることが重要

2. 相談がつながっていく。

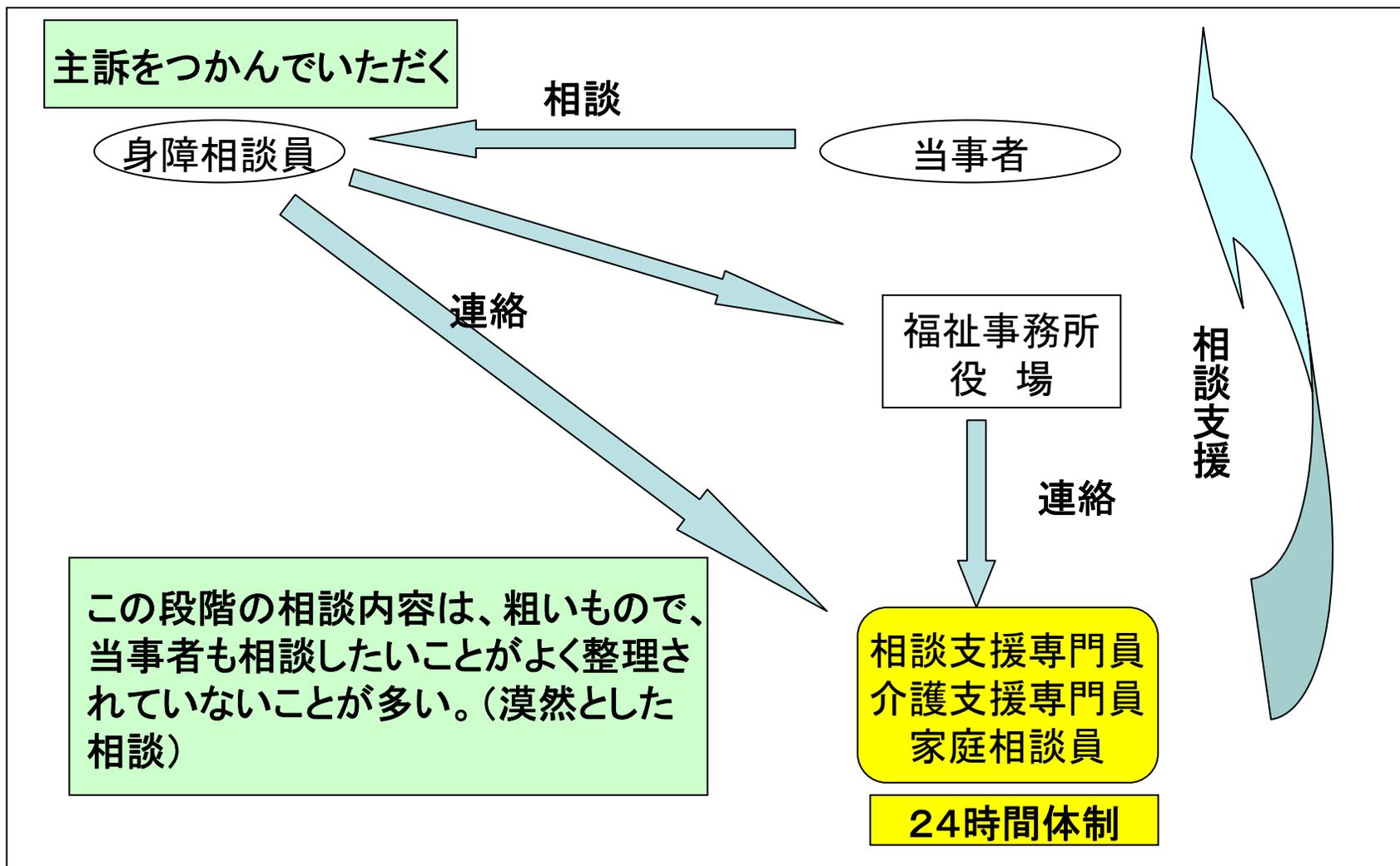


「相談と相談支援の違い」

「相談」は、市役所等の窓口だけの話しで終わるもの。

「相談支援」は、相談内容を継続して支援していき、継続的な課題解決や適切なサービスの調整を可能にしていくもの。

2-2. 相談がつながっていく。



3. 相談が専門職につながり、ニーズが掘り下げられ、当事者のストーリーがまとめられる。

当事者の相談の内容が整理され、課題解決の糸口も整理されてくる。

当事者

- ・当事者の問題、課題及び生活上で不便を感じていること
 - ・当事者が今「やっていること」、「できていること」、「こういうふうになりたい」こと。(エンパワーメント、ストレングスを確認する。)
- ※当事者のストーリーが語られるアセスメントをする。

相談支援

市町村が、相談窓口に来る人をもって、「相談」と位置づけても、専門領域まではできないのが現状。また、休日や夜間を含め、継続した支援も無理。(窓口で終わるのが行政の限界)本来、市町村が行わなければならない相談支援事業は、予算も含め、しっかり「相談支援」に位置づけることである。そこから市民の安心と福祉の底上げができるようになる。

相談支援専門員
介護支援専門員
家庭相談員

24時間体制

4. 地域包括支援ネットワーク協議会の機能が生きてくる。

相談支援専門員

当事者

個別支援会議

民生・児童委員

虐待専門チーム

入所施設関係者

権利擁護関係者

A施設の職員

相談支援専門員

(協議内容)
就労と
地域生活

地域移行支援部会

就労継続支援B事業所

グループホーム事業所

生活訓練事業所

相談支援専門員

虐待専門チーム

権利擁護関係者

不動産関係者

知的障害者が虐待を受けている様子で、兄夫婦及び息子達は施設入所を希望。ご本人は、以前通所していた施設(A)で働きたいという。年金は家族が頼りにしており、ご本人の権利擁護ができていない状況。

将来的には、ハローワーク、商工会議所等との連携につながっていく。

湯沢雄勝圏域地域 包括支援ネットワーク 協議会体制図

運営会議

協議会の重要事項の決定及び協議会の総合的な調整を行う。(必要に応じて随時)

事務局会議

協議会のエンジン部分。事務局、部会長等が横断的な協議を行い、協議事項等の連絡調整を行う。(部会・定例会前後)

部会

定例会

障害福祉計画専門部会

虐待専門チーム

災害対策部会

研修部会

児童支援・療育部会

地域移行支援部会

就労支援部会

相談支援・サービス管理責任者部会

部会のカテゴリーに関係する機関で構成し、地域全体の調整を行う。(随時・部会長が運営管理)

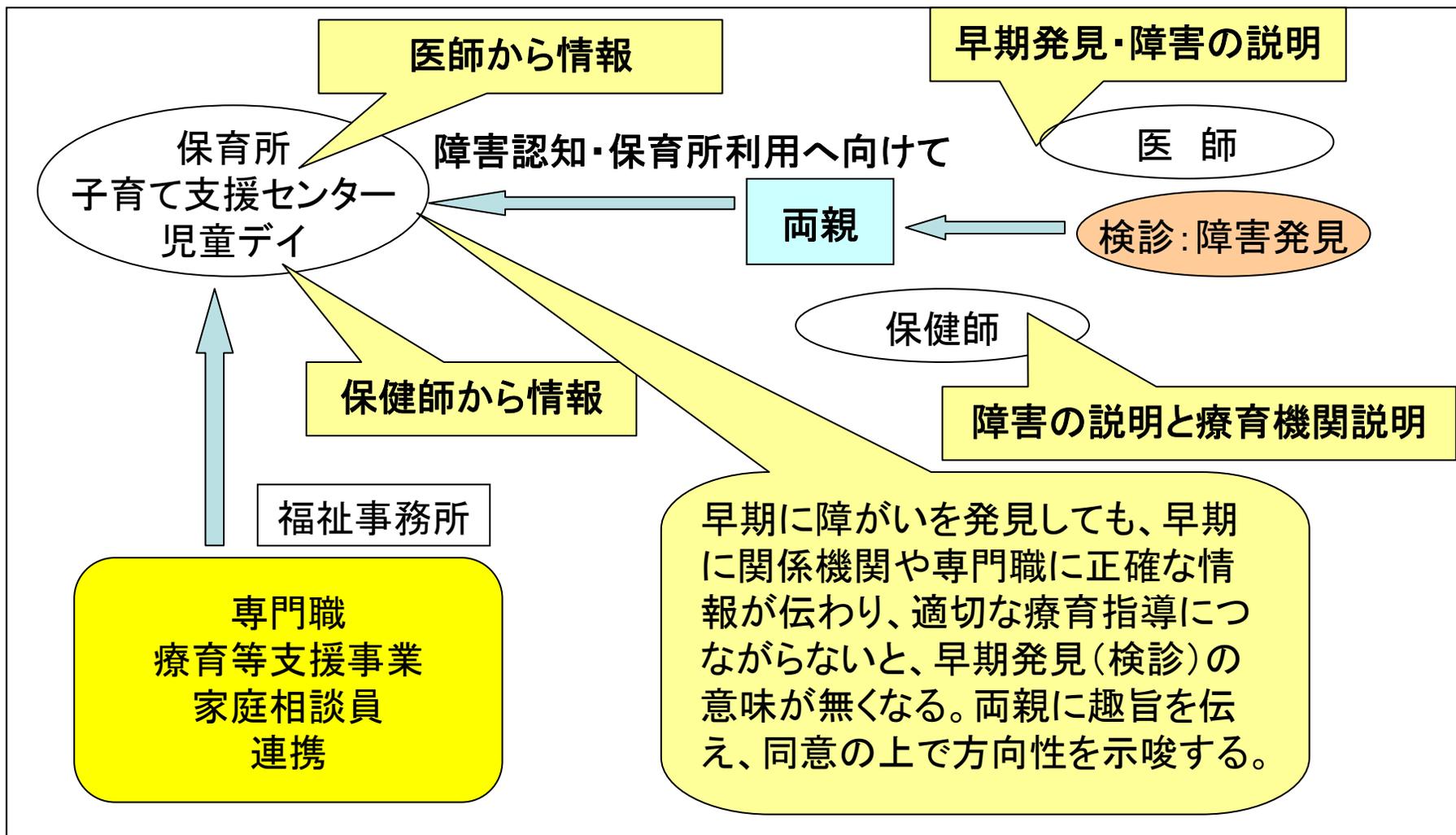
各部会や各サービス提供事業所及び相談支援事業所(個別支援会議)等の情報や地域の課題等の情報交換をとおして情報を共有する。(毎月)

災害や虐待、障害福祉計画など、極めて専門的な事項について対応する。(随時)

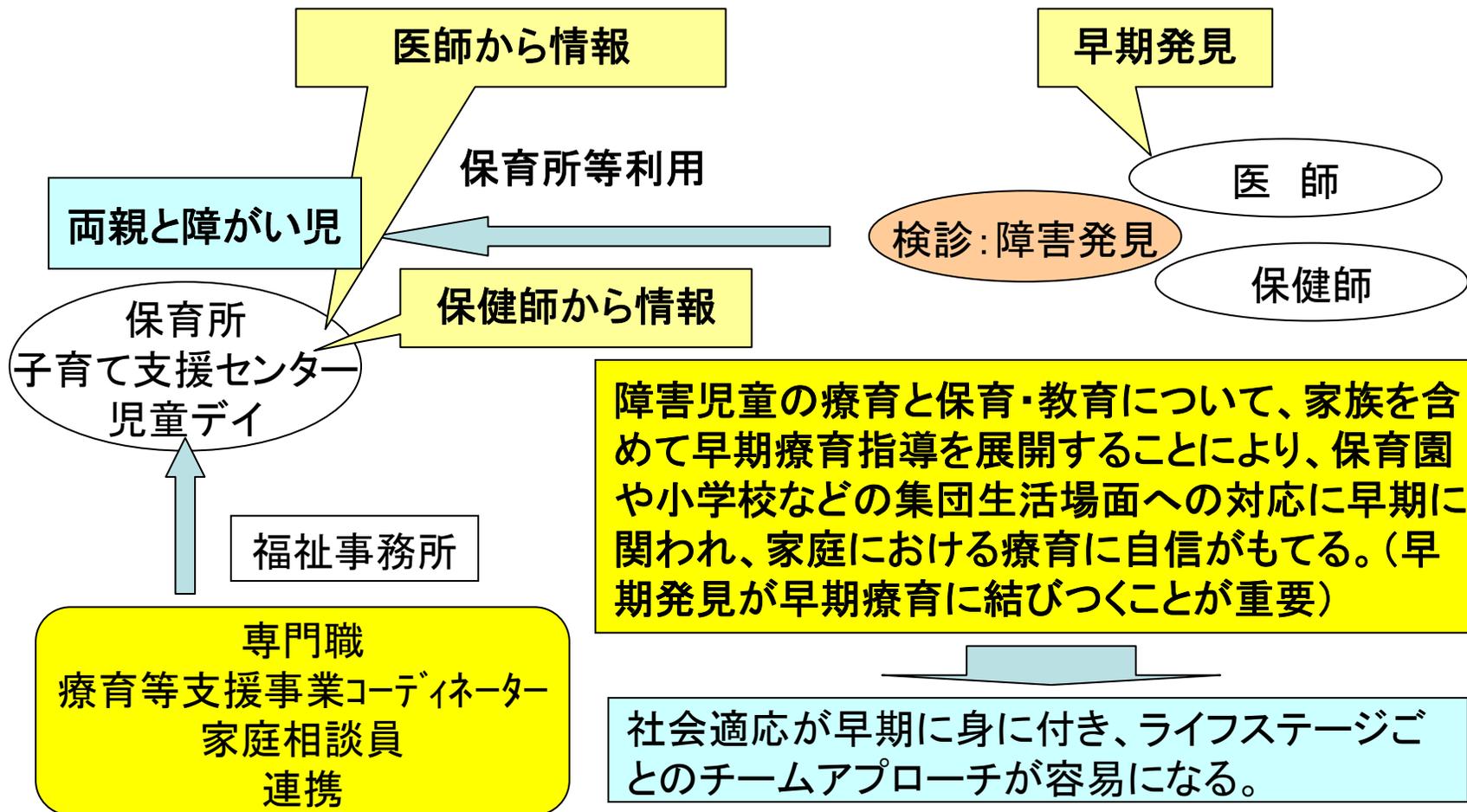
個別支援会議

児童支援・療育部会の事例

早期発見が活かされているか

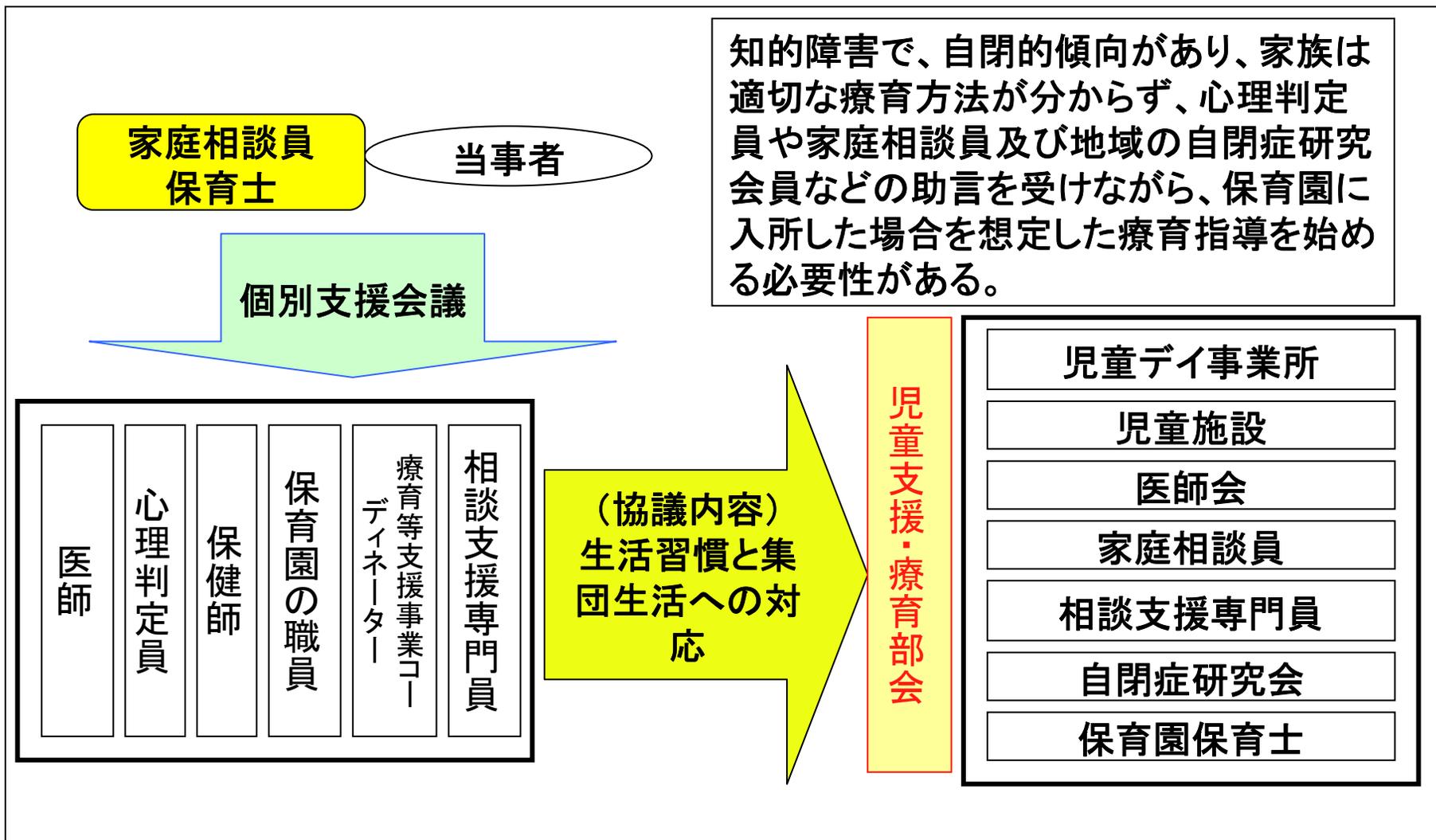


関係機関へつながっていく。



「学校で行動に問題がある児童のことで担任から保健師や児童相談員に相談がかけられても、校長が教育委員会に相談しなければならないということになった。その後教育委員会からは全く話がない。担任に聞くと、校長の指示がないと動けないという。教育委員会はそんなことまで管理するのか？」という議論があり、解決へ。

7. 地域包括支援ネットワーク協議会の機能が生きてくる。



湯沢雄勝圏域地域 包括支援ネットワーク 協議会体制図

運営会議

協議会の重要事項の決定及び総合的な調整を行う。(必要に応じて随時)

事務局会議

協議会のエンジン部分。事務局、部会長等が横断的な協議を行い、協議事項等の連絡調整を行う。(部会・定例会前後)

部会

定例会

障害福祉計画専門部会

虐待専門チーム

災害対策チーム

研修部会

児童支援・療育部会

地域移行支援部会

就労支援部会

相談支援・サービス管理責任者部会

部会のカテゴリーに関係する機関で構成し、地域全体の調整を行う。(随時・部会長が運営管理)

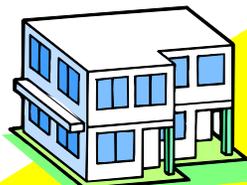
各部会や各サービス提供事業所及び相談支援事業所(個別支援会議)等の情報や地域の課題等の情報交換をとおして情報を共有する。(毎月)

災害や虐待、障害福祉計画など、極めて専門的な事項について対応する。(随時)

個別支援会議

地域を包括して支援するネットワークシステム

【職業生活支援】



障害者就業・生活支援センター

- ・就職・定着支援
- ・事業主支援 等

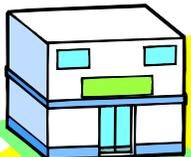


就労継続支援

- ・就労の場の提供



退職



地域障害者職業センター

- ・職業評価
- ・ジョブコーチ支援 等



職業訓練機関



再就職



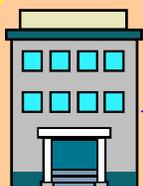
ハローワーク

- ・求職登録
- ・職業紹介
- ・求人開拓 等

- 金銭管理
- 権利擁護
- 犯罪対応 等



- 福祉事務所
- 社会保険事務所
- 消費者センター
- 弁護士
- 警察 等



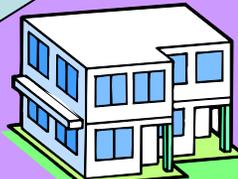
就労移行支援

- ・職業訓練
- ・職場実習
- ・定着支援 等

再チャレンジ



離職



障害者就業・生活支援センター

- ・就業に伴う生活支援



ホームヘルプ・重度障害者等包括支援・移動支援等の福祉サービス



就職



相談支援事業者(必須)

- ・居住サポート
- ・福祉サービス利用援助

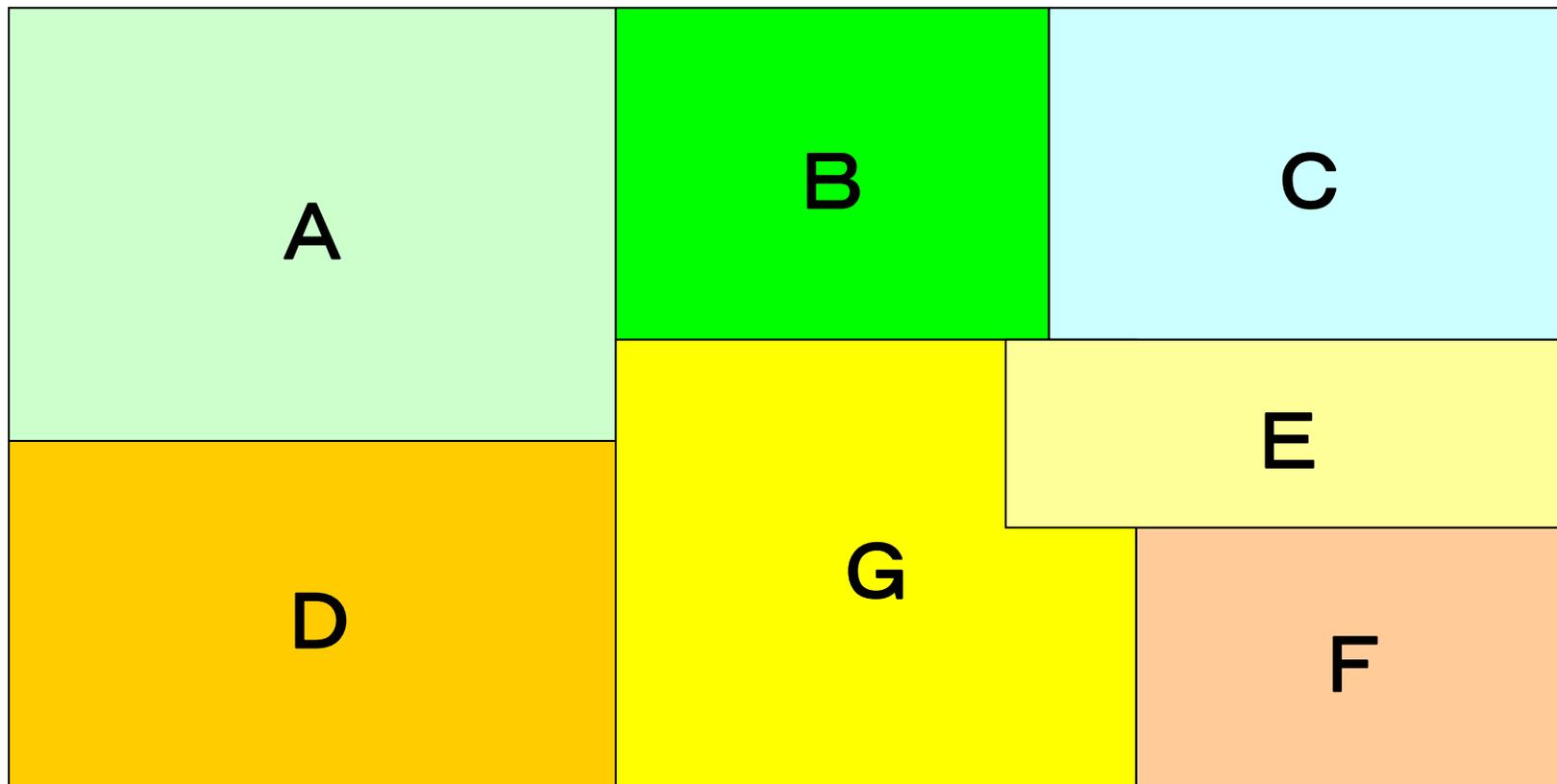
グループホーム・ケアホーム
福祉ホーム、小規模多機能施設



養護学校 卒業

【日常生活支援】

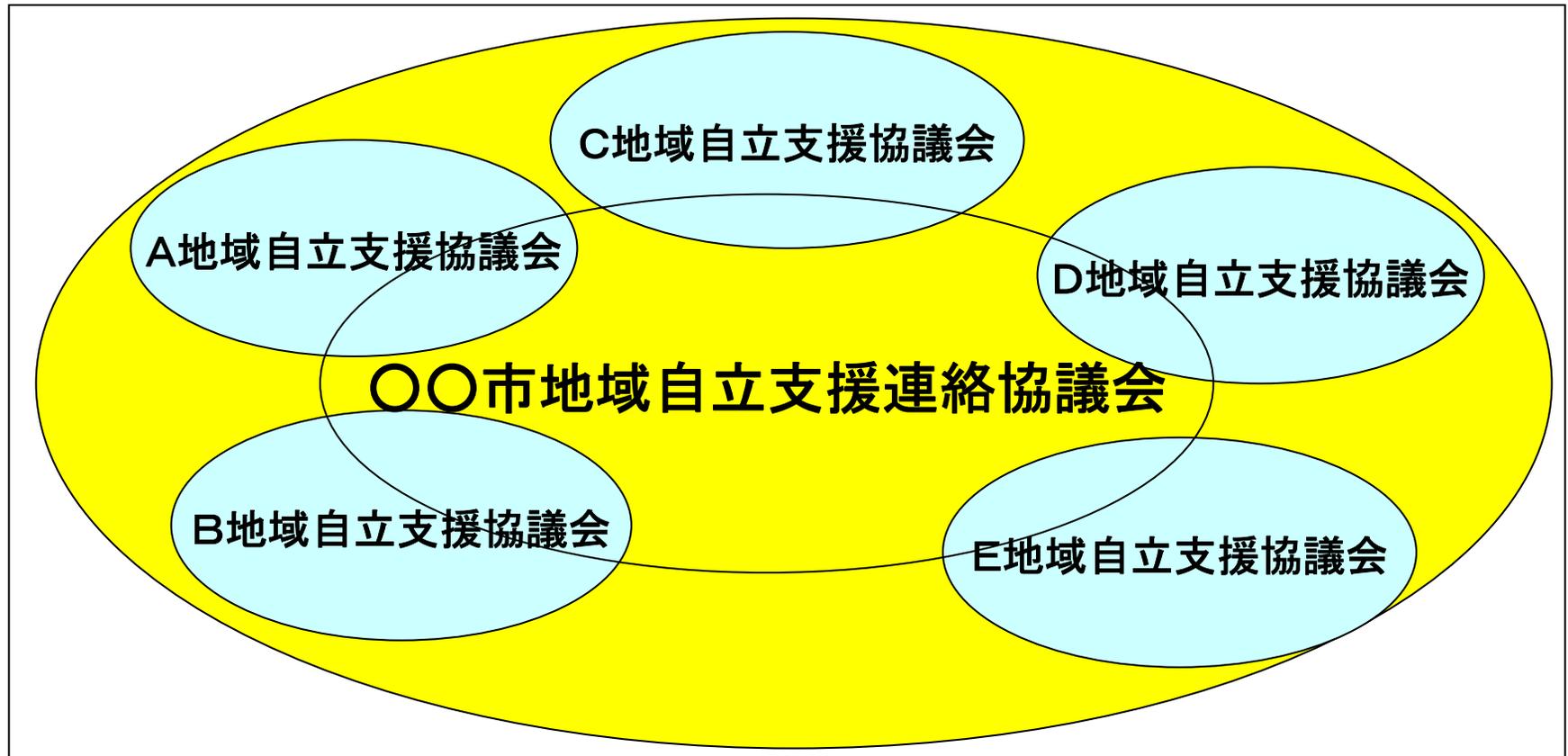
大都市の地域自立支援協議会の構造



旧市町村単位や地区(区)などの生活圏域単位で地域自立支援協議会を設置し、市全体の連絡協議会方式を取り入れるなど、全体の調整機能を図ることが想定される。

各地域自立支援協議会の作り方(例)

市が地域自立支援協議会のイメージを示す



地域自立支援連絡協議会の初期段階は、〇〇市地域自立支援推進協議会から始まり、その後、地域自立支援連絡協議会に改組することなどが想定される。

設置の基本方針を示す

- 設置スケジュールを示す。(目安)
- 行政依存から地域主体
- 柔軟性のある協議の場
- 自主性のある運営(責任の所在を明確化)
- 地域特性の反映
- 形式にこだわらず、自由な発想と議論
- 連絡協議会が、情報交換や地域自立支援協議会の調整役として機能

地域自立支援推進協議会の機能(例)

- 各地区ごとの設置推進を図る。
- 3ヶ月ごとに状況報告会や課題協議会を開催
- 市全体として取り組むべきものが発生してくるはず。そういう課題は地域自立支援推進協議会で整理しておき、改組後引き継ぐ。
- 各地区の進捗状況を提示し、各地区の比較の材料として提示する。(各地区関係者の意識を高める)
- 進んでいる地区から、アドバイザーを派遣する。
- 県の自立支援協議会のアドバイザーを活用する。

などなどなど

参考資料

関係機関・専門職との関係

地域で期待される相談支援体制

地域の総合調整機能(相談支援体制の交通整理)

地域には多くの専門職や職種の方々が目的を一つにして業務を遂行している。しかし、それは、交通整理されていない、「それぞれ機能型」という現状である。

- ・情報をそれぞれ持っている。
- ・情報はそこで止まっている。相談が制度や年齢で遮断される。
(「私は、介護保険の相談ですので、障害は障害の相談員へしてください。」という、制度別、年齢別で相談支援を展開している相談支援の専門職が多い。)

社会福祉士

介護福祉士

施設

病院
Dr

PSW

看護師

民生委員

保健師

地域包括支
援センター

家庭
相談員

在宅介護支
援センター

身障
相談員

サービス提
供事業所

介護支援専
門員

相談支援
専門員

誰か交通整理して！



地域の総合調整機能(相談支援体制の交通整理)

- ◎介護保険法や障害者自立支援法は、相談支援事業の方々が総合調整(交通整理)する役割として、制度上に相談支援の専門職を位置づけた。
- ◎上下の関係ではなく、専門職の専門性や関係機関を調整・整理する位置づけ。だから、経験と実績がものをいうことになる。だから、**優秀な人材を育成**しなければならない。

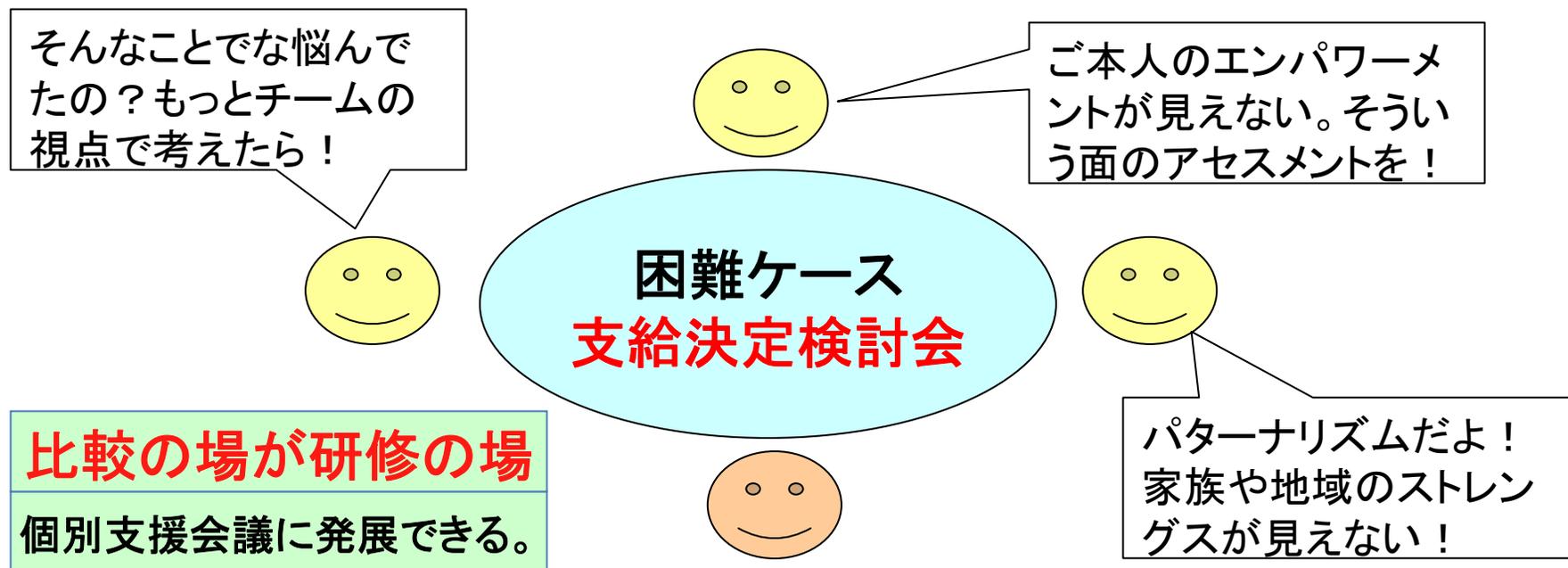
相談の糸が切れ間無く、
地域につながるシステム



地域自立支援協議会の活用法

地域自立支援協議会 ポイント1

相談支援専門員の質の確保



相談支援専門員の情報交換と困難ケースを検討することで、ケースのアセスメントの視点や課題の整理など、それぞれの質の均衡を図るためにも重要。相談支援専門員同士の比較ができるようになり、自分自身のスキルアップにつながる。介護支援専門員も加わると、相談支援の幅が広がる。

※市町村の支給決定や支給変更のアセスメントについて、支給決定の検討会（委託相談支援事業所）

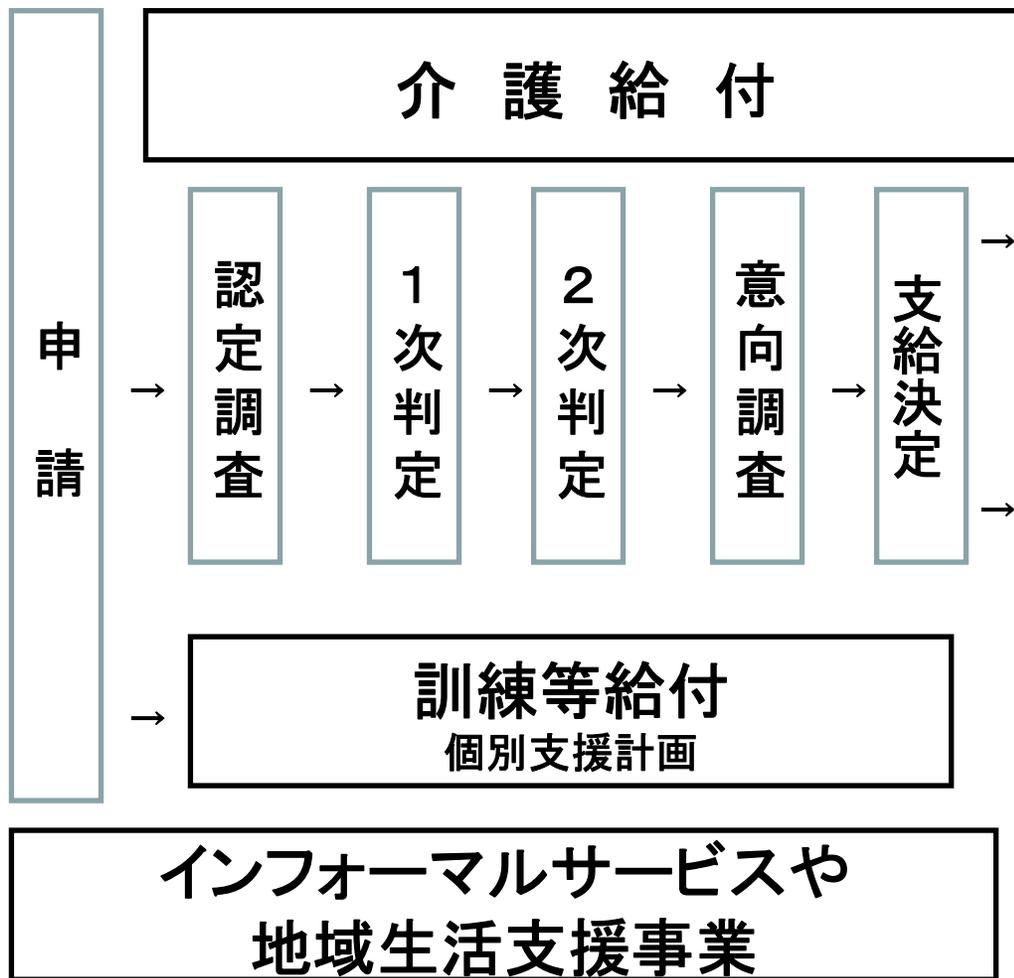
相談と相談支援

申請に結びつくまで
相談支援をしてきた
部分の評価

インテークから次第
にチームアプローチ
に結びつき、安定し
てきた

頑なに他人を家に
入れようとする人
との人間関係をやっ
と築き、次の支援に
結びつくまでになっ
た

湯沢市はこの部分の「相
談支援」の手間を評価し、
1件5,950円支給
「相談」は対象外

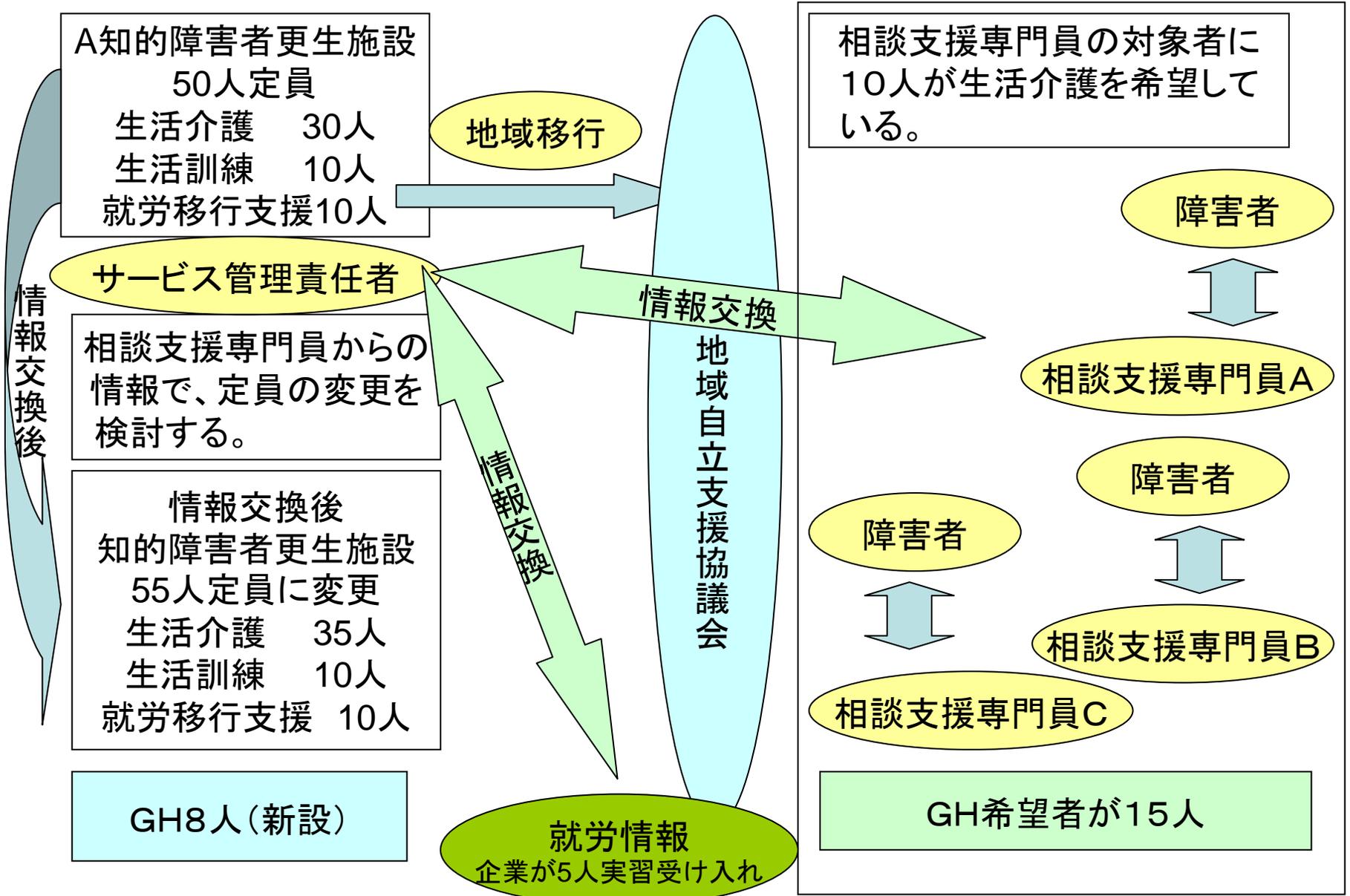


サービス利用計画

サービス利用計画無し

地域における支援として期間を定めて継続

地域自立支援協議会 ポイント2



地域自立支援協議会

ポイント3

市町村障害福祉計画

市町村障害福祉計画の実戦部隊

- 計画目標の達成
- 地域における福祉の質の底上げと確保

策定委員報酬は必要なくなる。
@5,000円×20人×10回=1,000,000円

作成に関与

- ① 実践をとおした地域の実情と課題が分かっている。
- ② 地域の資源の開発・工夫・創造の必要性が分かっている。
- ③ サービス提供事業者間の情報交換をとおした情報を共有している。

地域自立支援協議会

地域自立支援協議会 ポイント4

障がい児保育の情報交換

- ①保育所や子育て支援センターに障害児が利用されても、専門知識をもった職員や障害児支援の経験がない職員などがいないなどで、どこに、どういう相談や情報をもとめたらよいかわからない。
- ②明らかに障害があるにもかかわらず、全く対応ができておらず、保育場面で家族や関係機関と連携をとったほうがいいと思うが、どこに情報発信したらよいかわからない。

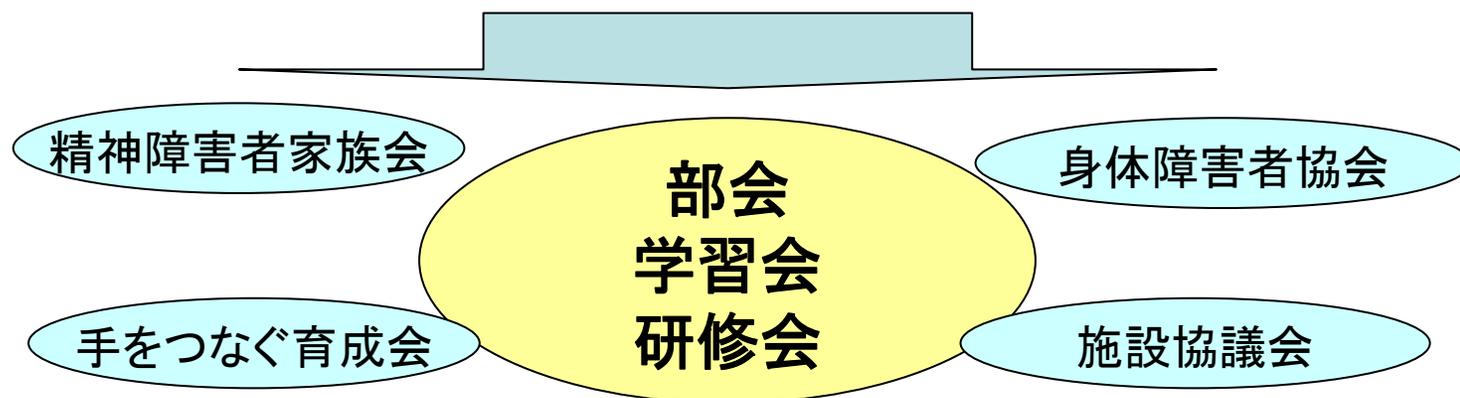


- ・障がい児の支援部会を構成し、保育所や子育て支援センターによる障がい児支援の偏りをなくし、地域全体が支援する体制作りの構築
- ・障害を受容できていない母親等への係わり方に関して、支援部会の連携により解決に向けられればいい。

地域自立支援協議会 ポイント5

家族会等の情報交換

家族会が、学習会や研修会に参加することが容易になり、地域の実情や現状が分かるようになる。その情報に対して、意見や社会資源の工夫に参画しやすくなる。



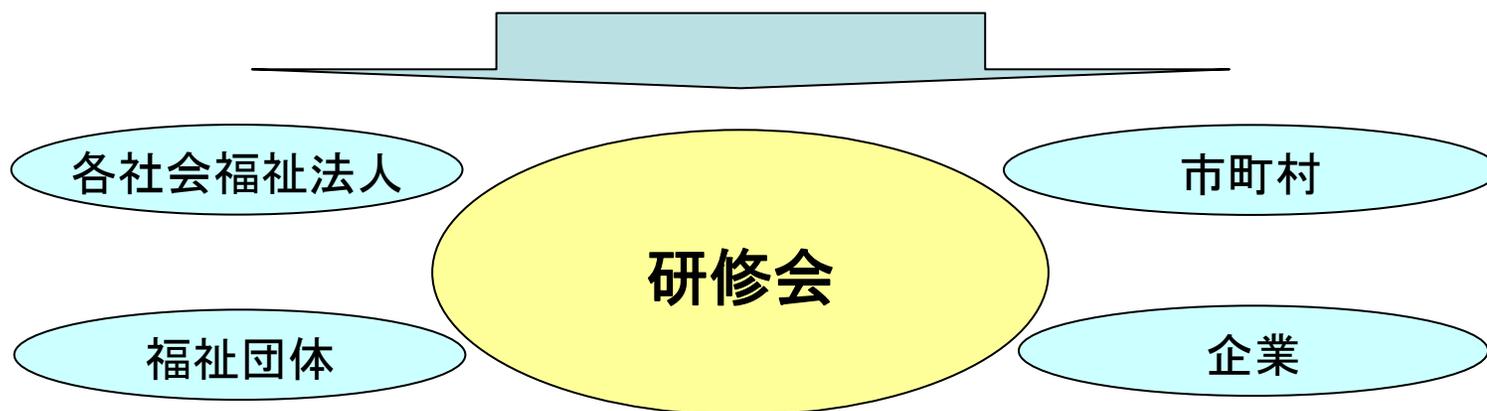
各団体が、苦勞して研修会や勉強会を開催しなくても、必要なときに必要な会議や学集会、研修会が可能となる。(家族会等の会員が停滞している。)

- ・各種団体等のネットワークが形成できる。
- ・**障害当事者(家族等)の意識が変わる、障害者の文化の形成を図る機会。**

地域自立支援協議会 ポイント6

研修会の開催

自立支援協議会を構成する社会福祉法人や事業者が負担を按分することにより、効果的な研修会が可能となる。

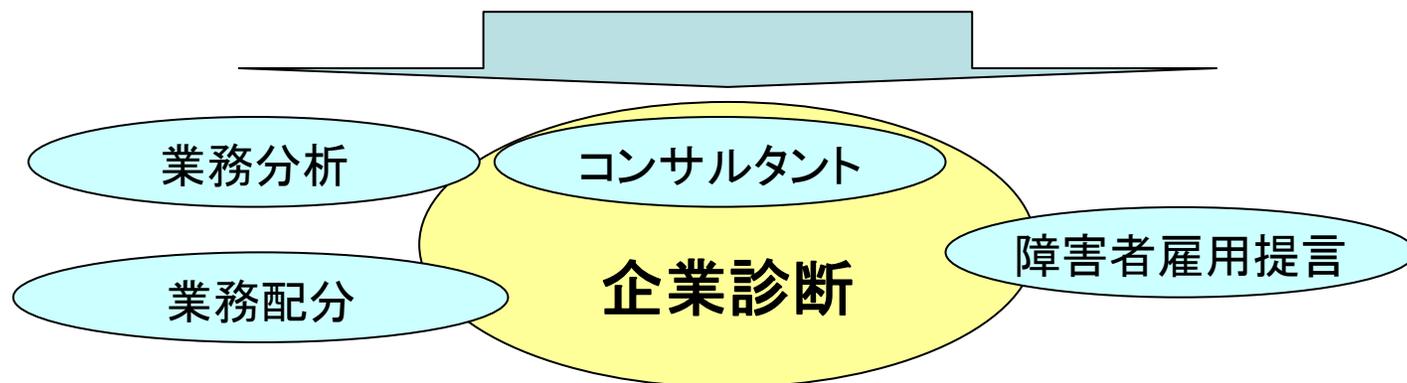


ある法人が毎年かなりの予算で「公開セミナー」を開催しているが、50万円もかかる素晴らしい講師を招聘して行う場合でも、各法人等が2万円程度の負担で済む。年に数回の効果的な研修が可能になる。

地域自立支援協議会 ポイント7

就労支援コンサルタントの活用

企業などの事業所に就労支援コンサルタントに入ってもらい、障害者就労の分析してもらおう。



- ・事業所の業務分析をとおして、障害者が行える仕事の提言や業務配分等を雇用提言してもらおう。
- ・この状況を他の事業所にも広め、雇用環境の意識改革と拡大に結びつける。

地域包括支援ネットワーク協議会 ポイント8

様々な協議会の交通整理

地域の様々な協議会等が、個別に行われているもので、自立支援協議会の部会等で整理できるものがたくさんある。

児童支援・療育部会の例

要保護児童対策協議会

養護学校移行支援ネットワーク会議

療育支援ネットワーク協議会

特別支援連絡協議会

地域自立支援協議会 ポイント9

虐待対応の専門チーム設置 (児童、障害者、高齢者)

行政は、虐待対応が可能になるように専門職員を育成する**予算に力を入れる**(障害・児童・介護担当部局横断による取り組み)

構成メンバー

地域包括支援センター
(社会福祉士：虐待専門員)
福祉事務所(児童相談員)
障害者相談支援専門員
保健師(虐待・自殺担当)

先進地の事例研修
及び講師
招聘研修

情報が入りやすい体制を住民に周知
(24時間対応の体制：自殺にも対応)

- ・虐待事例の対応研修会
- ・児童相談所等の専門職との事例検討会
- ・虐待に関する法的根拠の学習会(厚労省職員招聘)

災害対策部会

災害が発生したときに地域全体が
迅速に対応できるシステムの共有

福祉・介護関連

湯沢雄勝圏域地域包括支援ネットワーク協議会

災害時要援護者避難支援プラン

通信・連絡空白時間帯の対応策

電話・携帯電話が使用できない災害初期の通信・連絡空白時間帯を我々は何度も経験している。そのままにしてよいのか。



湯沢市・羽後町・東成瀬村の市町村の災害時要援護者の被害の状況や避難の状況をどのようにすれば合理的、効果的に把握できるか。

この対応をしっかりと計画しておくことが重要

～大きな被災地の教訓～

自然発生的に、隣近所の人たちが声をかけあい避難した。

地域の相互扶助は、本能的・自然発生的に出る！



しかし、これに甘んじていいのか。
(どうせ、今まで何も無かったから！)

～湯沢市の課題～

- ①社会福祉協議会が単独で災害時要援護者のマップ作成を始めた。
- ②民生委員・児童委員協議会が「一人も見逃さない運動」で、災害時要援護者リスト作成を始めている。

災害対策部会で初めてそういう活動が分かった。

民協からは、「社協がマップを作るから、民協に対象者把握の協力をお願いされた。我々も同じようなものを作っている。今度は、行政が同じようなことをやるのか。バラバラな意識が否めない。」

地域包括支援ネットワーク協議会で、地域の課題が議論されるようになり、こういう取り組みの情報が共有された。目的は災害時要援護者の支援である。災害が発生した時、民協、社協がそれぞれ団体完結型で個々に動いたところで、湯沢市全体の災害時要援護者対策にはならず、団体満足型で終わってしまう。市全体の取り組みとして意識を統一しましょう！

災害時要援護者対策としての想定事項

固定電話・携帯電話が使えない【情報収集・調整機能がマヒ】

こういう状況下では

1. どのような対策を講じておくべきか。
2. どこに、どのような要援護者がいるかを把握しておく必要がある。
3. 要援護者を誰が把握するか、役割分担が重要。
4. 要援護者が避難する場所を決めておく。(避難状況確認可能)
5. 福祉避難所の指定。(耐震構造の確認:震度6強もOK)
6. 福祉避難所へのスタッフの配置を事前に検討。
7. ボランティアの受入れの想定されることを事前に検討。

エリアをどうする

電話や携帯が使えない状況における最も有効な確認手段

災害時要援護者を確認するエリアが決められていること。

確認情報は、エリア毎に情報を掌握する。(支所、地区センター毎、等)

【第1次確認: 避難の状況、傷病の状況、行方不明の状況等】

【第2次確認: 避難所の心身の状況】



災害対策本部内にある、ネットワーク協議会災害対策部会で集約

【内容を速やかに整理し、災害対策本部に通知】

災害時の情報把握体制

1. 定期的な情報共有体制

要支援・介護者、障がい者、障がい児童、高齢者世帯等の状態像確認と情報の共有

①どこに

②どういう

状態の人がいるかを把握し、情報共有が基本

2. 「どこに」のエリアをどの範囲とすべきか

1. 湯沢市

①皆瀬地区は、1エリア

②稲川地区は、4エリア(駒形、川連、三梨、稲庭)

③雄勝地区は、4エリア(秋の宮、院内、横堀、小野)

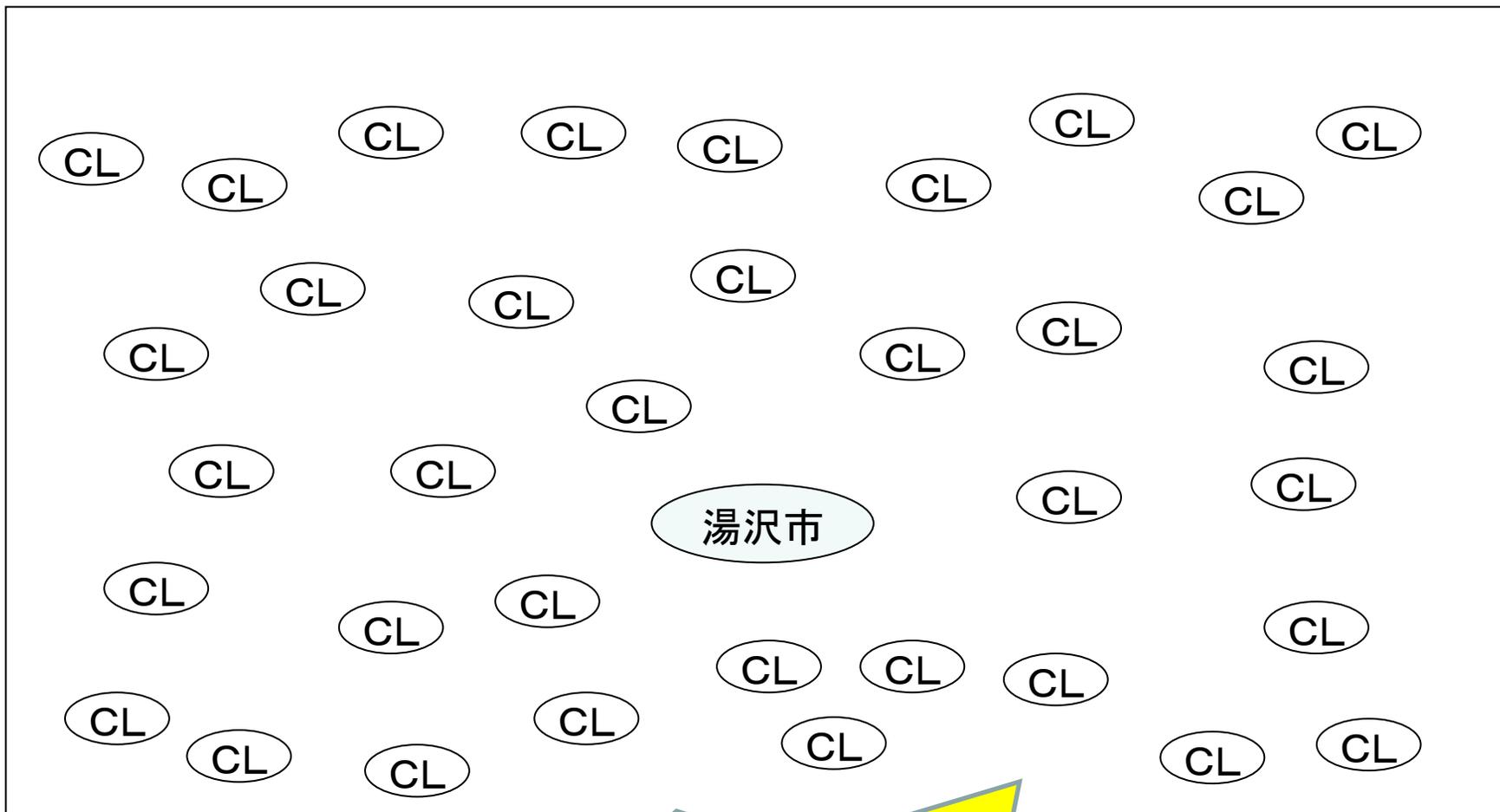
④湯沢地区は、社協の支部単位

2. 羽後町

羽後町は、6エリア(三輪、西馬音内、新成・明治、元西、仙道、田代)

3. 東成瀬村

東成瀬村は、2エリア(田子内、岩井川)



湯沢市に災害が発生したとき、
要援護者の状況を市が把握し、
対応することは不可能です。

要援護者の把握と確認のエリア

エリアの合理性

- 要援護者を把握しやすい。
- 役割意識が明確化され、行動しやすい。
- 周知と確認がしやすい。
- 短時間に情報をまとめ上げられやすい。
- 情報収集のチェックがしやすい。
- 自治組織や町内会等の「地域力」ルネッサンス（「協働」の意識共有）.....【これが究極のエリア】

エリアの選定

エリアの概念

- 地域特性や古くからの馴染みある生活圏(例: 行政区、自治組織、町内会、地区センター、集落単位 等)
- 確認や情報伝達しやすい単位
- 避難所と合理性がある単位

エリアごとの情報伝達システム(想定)

役割分担ごとに確認された情報は、エリア毎に情報を掌握する。

【第1次確認：避難の状況、傷病の状況、行方不明の状況等】

【第2次確認：避難所の心身の状況】

確認情報は、エリア毎に情報を掌握する。(支所、地区センター毎、等)

災害対策本部内にある、ネットワーク協議会災害対策部会で集約
【内容を速やかに整理】

災害対策本部に通知

3. 「どういふ」状態の人がいるか

- ・サービスを提供している事業所が最も良く把握している世帯。
- ・民生委員や地域住民が把握している高齢者・障がい者世帯等。

介護保険系

- ①ヘルパー
- ②デイサービス
- ③短期入所

障がい児者系

- ①ヘルパー
- ②通所施設系
- ③短期入所

1人で複数のサービスを利用している人も
いる

この対象者

サービス提供以外の人

在介センター、相談支援事業所、
民生委員、地域住民、社会福祉協
議会、老人クラブ、身障協会、精神
障害者家族会

この対象者

災害が発生した時、誰が、状況確認をするのか、**予め役割を明確にしておく**。
そして、**定期的な役割分担と情報収集の訓練**をすることが重要。

福祉関係団体が独自にマップやリストを作成しているところもあるが、単独でやっても災害が発生したときは、全体の調整には結びつかず、逆効果や自己満足型になることが想定される。地域全体の中でしっかりと対応しておかなければならない重要な事です。

役割分担は？

寝たきりの方を介護してる世帯

重症心身障がい児を介護してる世帯

自閉症の方を介護してる世帯

一人暮らしの視覚障がい者世帯

避難する場所(福祉避難所)が決まっている。
【行き先が決まっていると「安心」】

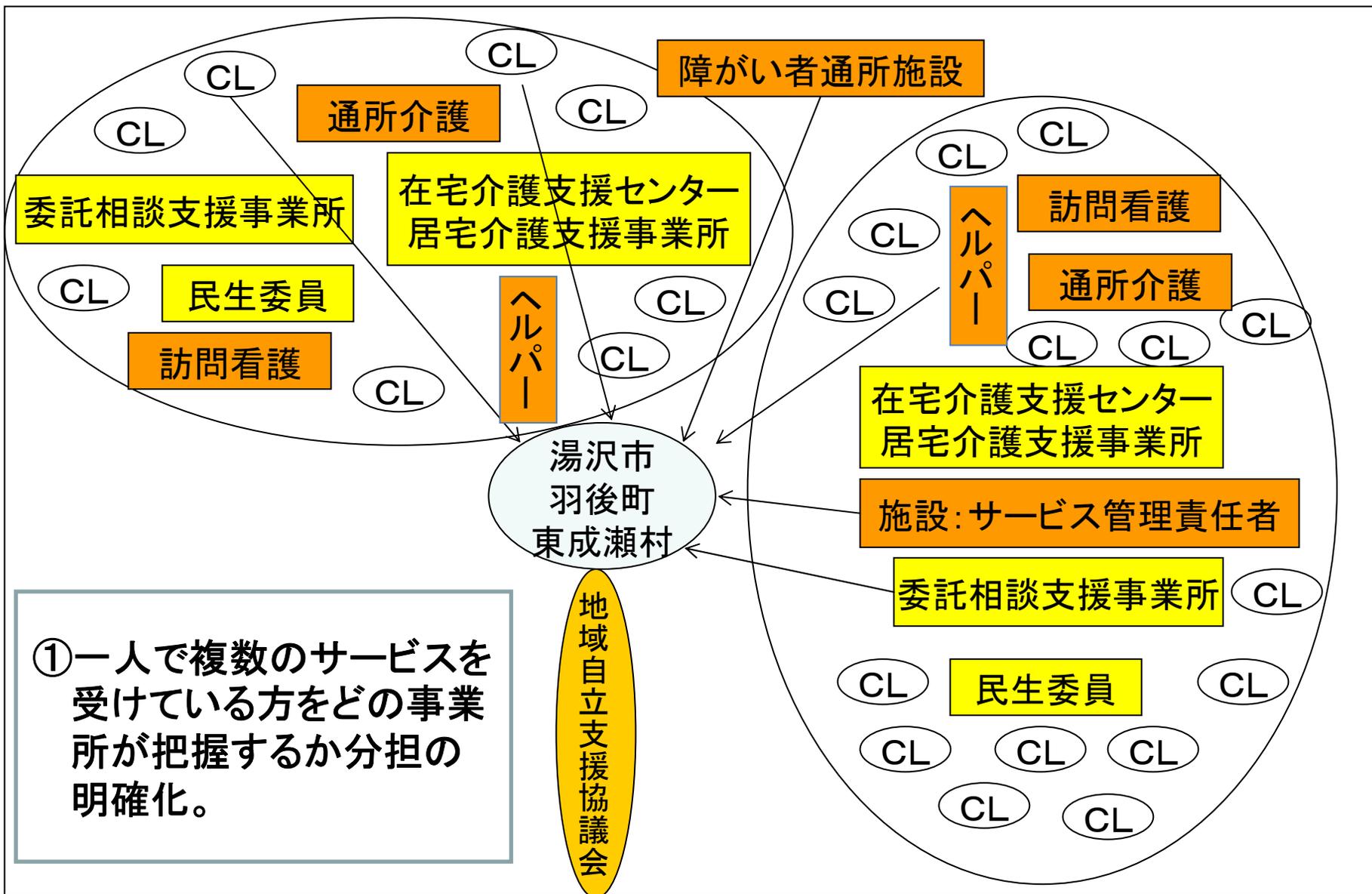
確認がとりやすい。



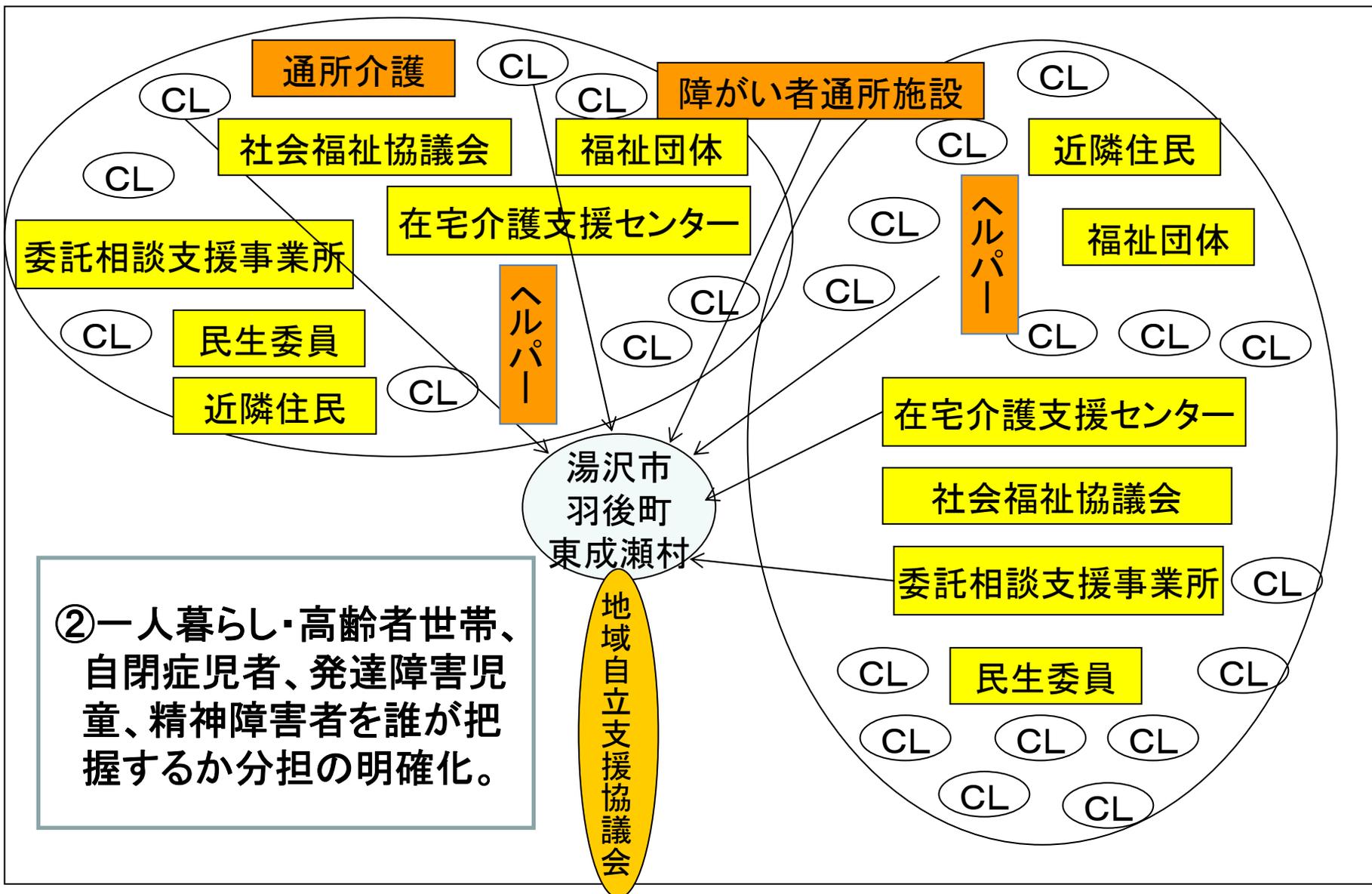
自宅を確認し、不在であれば避難所を確認

福祉避難所の耐震構造確認
【建設業協会の耐震診断】

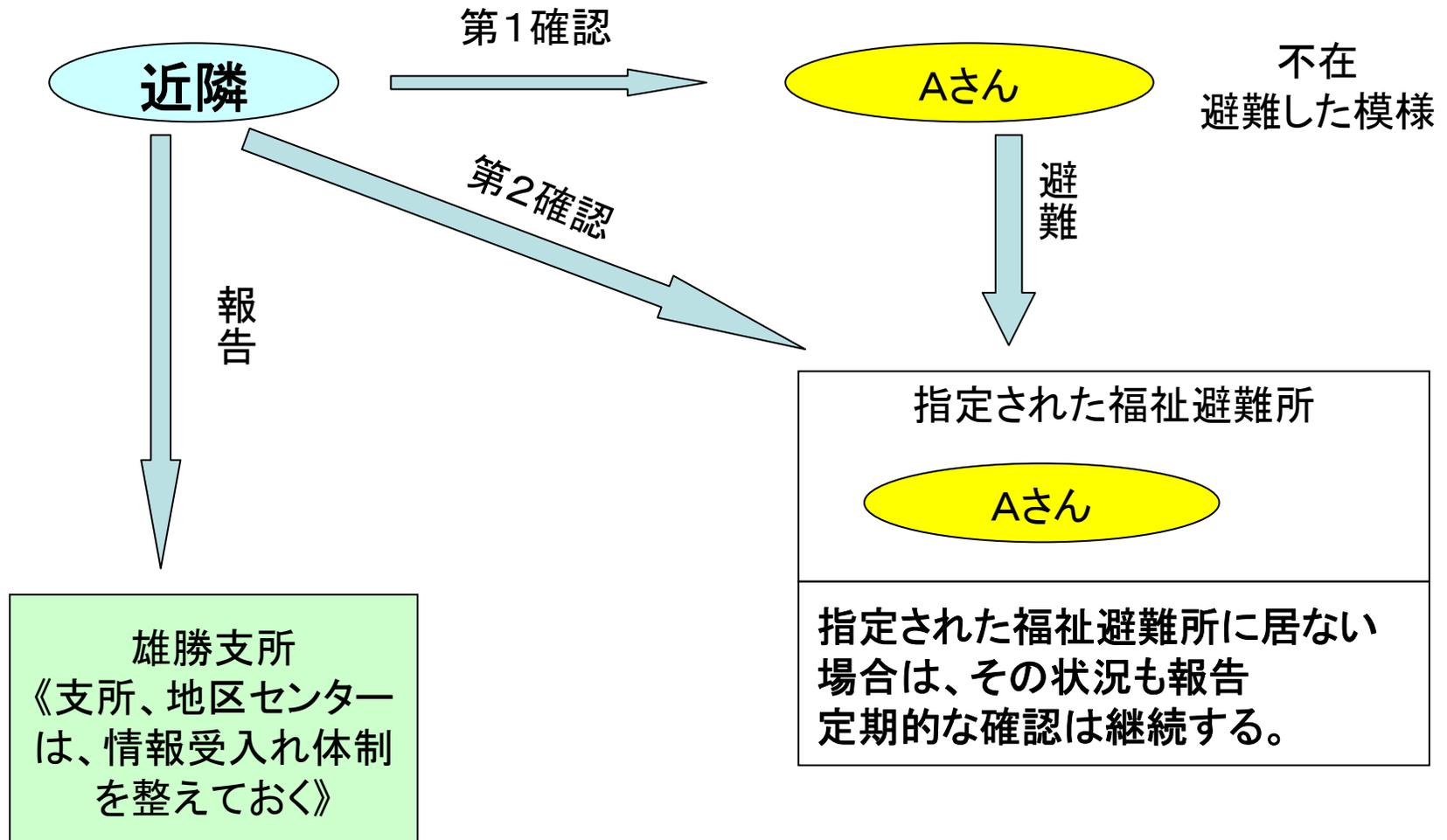
役割の確認①サービス利用者系



役割の確認②サービスを利用していない人



確認もしやすい



災害時要援護者の安心は！ 「避難場所が決まっていること！」

《Aさん87歳》

寝たきり、経管栄養、在宅酸素、
気管切開、痰吸引

【枕元に《避難先「平成園」》】

《Bさん8歳》

寝たきり、経管栄養、在宅酸素、気管
切開、痰吸引

【枕元に《避難先「サニープレイス」》】

《Cさん79歳》

認知症（多動、独語、昼夜逆転）

【家族と共に《避難先「夕陽の丘」》】

《Dさん19歳》

自閉症（多動、パニック、昼夜逆転）

【家族と共に《避難先「福寿荘」》】

受け入れ先の福祉避難所でも、定期的な本人情報を確認し、誰が避難してくるかが想定され、受入れ準備も可能。
状況によっては、送迎も可能。

福祉避難所は、エリア毎に候補場所を選定！

福祉避難所

エリア毎に候補場所を選定(第2候補まで選定)



候補場所を集計する



候補場所を建設業協会に耐震強度の診断を委託(第2候補も含めて)



不合格の場合は、候補場所の再選定
(第1・第2候補全てが合格の場合は、不合格候補に振り向けるなど)



市町村が県に指定を申請し、福祉避難所として指定する



市町村は福祉避難所を周知する

市町村は、福祉避難所として指定し、要援護者の緊急入所について協定を締結しておく

例：震度7の震災に備えて想定しておかなければならないこと

一般用

①屋外の避難場所の指定はあるが、屋内の避難場所も指定しておかなければならないこと



屋外の避難場所の指定エリアと屋内の避難場所の指定エリアが別々にならないようにエリアを工夫することが、災害時のパニックを防止できる。

②屋内の避難場所を指定していても、耐震診断はされているか。
（「避難したら倒壊していた」では困ります。）

災害時要援護者用①

③災害時要援護者(以下「要援護者」という。)が把握されているか。

④誰が、要援護者の「被災の状況」や「避難の状況」を確認するのか。

単に、「近所がやってくれるだろう」に頼っていいのか。
「全ての住民が被災者である」ことを認識して考えること。

⑤事前に役割分担が明確化され、地域に「事前の意識(自分の役割が意識されていること)」ができていること。(これなら、隣近所でも可能になる。)

⑥要援護者がどこに避難するのか、その場所(屋外・屋内)が指定され、住民相互に周知と確認がとれていることが重要。

考慮すべき事項

1. 一般の避難と分けて配慮すべき対象者

- ①自閉症や発達障がい児童の方は、避難所でのパニックが想定されるので、専用避難所を地域ごとに事前に準備しておく。(家族と一緒に避難できる場所の確保。)
- ②精神障がい者や認知症は、安定している方でも、不安定になる恐れがあるので、専用避難所を地域ごとに事前に準備しておく。(本人を一人にするかどうかは、状況確認)
- ③経管栄養や痰吸引を必要とする方は、緊急受け入れ先施設を決めておく。(ベットや枕元に、緊急受け入れ先施設を明示しておく。).....施設も災害時に何人が定員外に施設利用するかが事前に分かり、その方々の医療面や特別食等のサマリ一情報を共有しておくことで受け入れ対応ができる。また、搬送の有無も可能。

2. 地域内で配慮すべき対象者

- ①心のサポート(災害の不安や余震の怖さで、一人暮らしを嫌がる方もいる。気の合う一人暮らし同士がどちらかの家で一緒に過ごすなどの工夫も事前にしておく。)
- ②一人暮らし等の寂しさを癒してくれている猫や犬などのペットが気になって、避難中に具合が悪くなる方がいるので、この対策を講じておく。(動物病院からのアドバイスをマニュアル化。避難中も時々会える場所での集中管理。等)
- ③デイサービスセンターや通所・入所施設における一般避難民の入浴サービスや一時受け入れ。

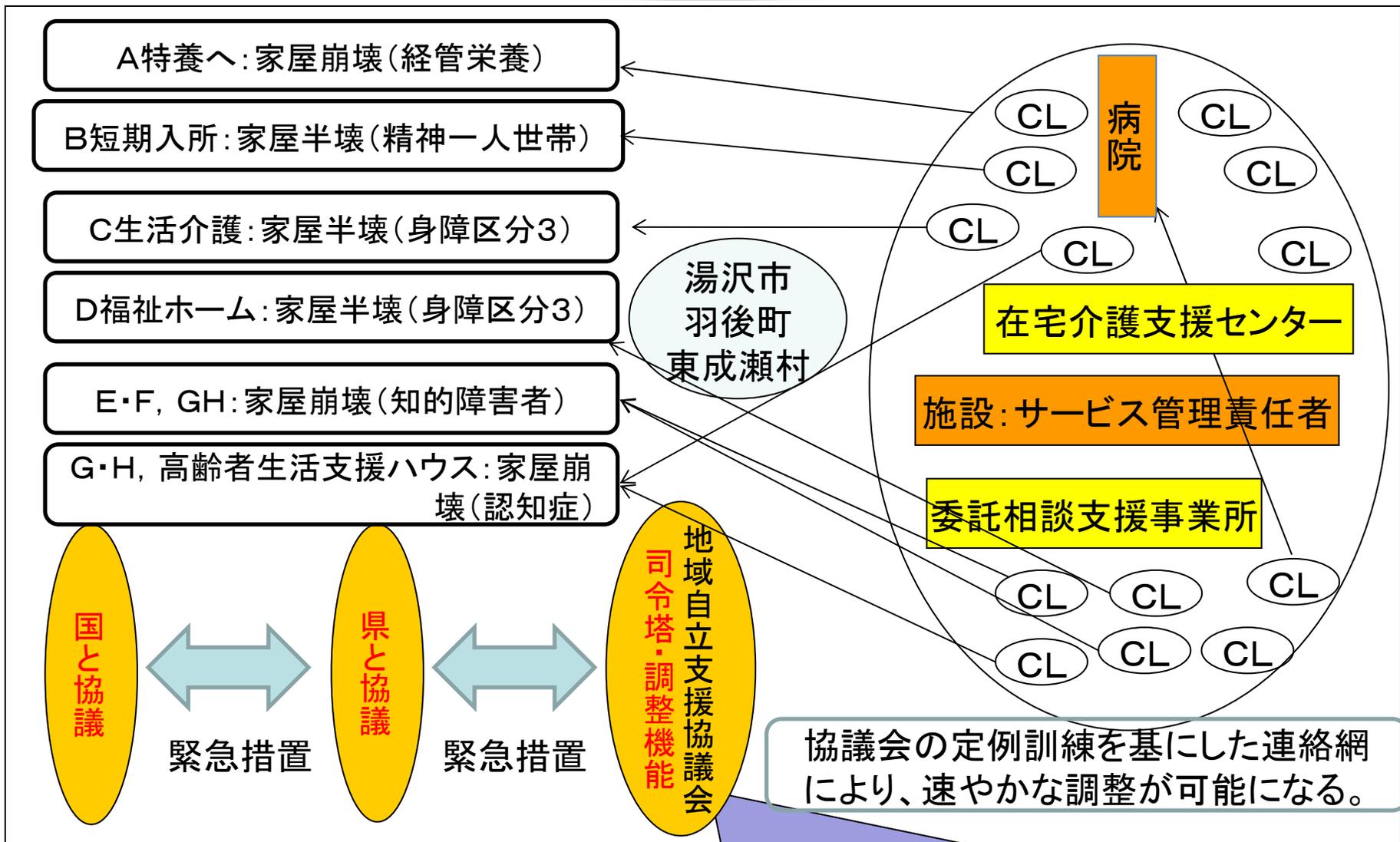
3. 停電や通信網の対策。

- ①行政等の計画的な予算措置による、無線機の配備。(半径20~30km対応型)
- ②施設に自家発電装置の配備。(法人施設の整備に市町村が1/2補助など。) 痰の吸引や酸素吸入器が使えなくなる。ボイラーや給水・給湯ポンプが止まる。厨房が止まる。
- ③保存食の備蓄(日本赤十字社各市町村支部の社費の活用:乾パン・缶詰等) 嚥下障がい者用のおかゆの備蓄やハイカロリー食の医療機関からの手配等。

4. 災害対策本部に協議会「災害対策部会」を併設

- ①無線による情報収集(部会で対応すべき対象を明確化しており、情報収集シートを策定しておく。これにより、災害対策本部への情報がいち早く報告できる。)
- ②想定していない対象者が出てくることは十分あり得る。それらを含めて、総合的に指示・調整できる、介護や医療・福祉に精通した災害対策部会員の本部配置が求められる。更に、訓練をとおしての実践力を付けておくことが望まれる。

高齢者・障害者・児童及び難病等全ての連携と調整が可能



地域包括支援ネットワーク協議会の機能を基に、より短時間に状況を把握し、施設や医療機関の受入、更にはサービスの総合調整を行う。

早期に対応しておかなければならない 地域自立支援協議会の災害時想定訓練

①行政にはできない。

- ・実践に結びつく災害時想定訓練を定期的に行う。(常に反省点を整理する。)しかし、これを実施するのは行政ではない。行政は定期的な異動があり、思いが深まらない。先ず、前年度踏襲型、マンネリ型になる。災害時に訓練の効果が発揮されない。

②介護に関する専門家集団の知恵が反映される。

- ・誰がどこの施設や病院、避難所に行けばよいか調整できる。リスト化できる。
- ・担当ケアマネ等の連携が可能。事前に準備されている個別サマリー情報(本人了解付き)を施設や病院等に提供でき、対応がスムーズ

③施設や病院の災害対策が共通認識される。

- ・停電、断水、ガス遮断等のライフライン対策の共通対策が可能
- ・食事の備蓄、非常食の確保対策の共通対策が可能(配食のおにぎりは嚥下障害には無理。おかゆの備蓄、医療機関から緊急の高カロリー食手配等)

④施設や病院等の調整を拒む問題

- ・停電でインターネットが使えない。
- ・電話が使えない。
- ・携帯電話が使えない。
- ・災害時の連絡網をどうするか。共通の認識と対応策を早期に準備しておく。(自家発電の整備→痰の吸引ができない。酸素吸入器が止まる。)

地域自立支援協議会は ソーシャルキャピタル

